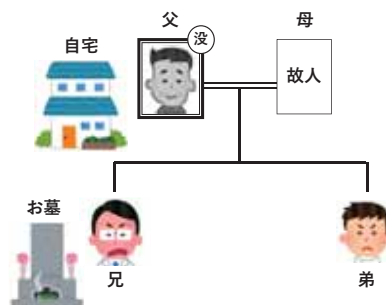


# 遺言の書き方、教えます

弁護士法人隼綜合法律事務所  
弁護士 加藤 幸英

## 仲良しだった兄弟のお話し



### ○弁護士 加藤 幸英

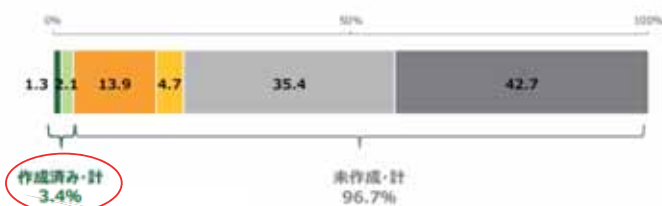
愛知県弁護士会 所属  
研修委員会 専門部会 (相続)

- 1972 名古屋市名東区生まれ
- 2001 父が亡くなり、一度目の**相続**
- 2010 弁護士になる
- 2011 祖母が亡くなり、二度目の**相続**
- 2019 祖父が亡くなり、三度目の**相続**



## シニア世代の遺言の作成状況

●既に公正証書遺言を作成している  
●既に自筆証書遺言を作成している  
●まだ遺言は作成していないが、近いうちに作成しようと考えている  
●まだ遺言は作成していないが、エンディングノートは作成した  
●まだ遺言は作成しておらず、しつこく作成するつもりはない  
●遺言は作成してあらず、今後作成しない



出典：日本財団による意識調査

### この講座では...

- ▶ 遺言を書かない理由
- ▶ 自筆証書遺言
- ▶ 公正証書遺言
- ▶ 自筆証書遺言保管制度
- ▶ 遺言を書くための準備

をお伝えします

「遺言書」を残さずに  
亡くなった場合、  
相続人同士で話し合っ  
て遺産を分ける



**遺産分割協議**



- ・時間 半年から1年以上  
(事件のうち3分の1は1年以上かかる)
  - ・弁護士費用  
遺産総額1000万でも  
着手金30万、報酬同額程度
- 時間と費用がかかってしまう！**

協議(=話し合い)で  
決着が付かなかったら？  
相続人同士が家庭裁判所で  
争うことになる  
↓  
**遺産分割調停・審判**

これらの費用と手間は  
**遺言を書いておけば必要なし！**  
▼  
**残される家族のことを考えれば  
書くしかない！**



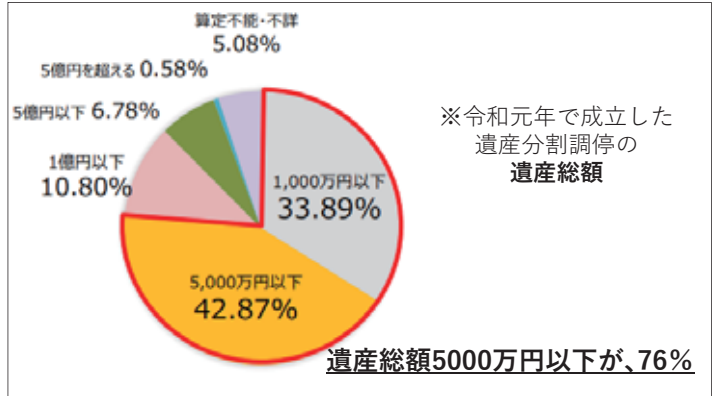
**それなのに！**  
遺産分割調停の申立は年々増加！  
日本国内の毎年の死者数140万人弱  
遺産分割調停の申立件数1万6000件  
→八十数人に1人の割合で調停  
∴インターネットやTVで相続についての情報  
↓その結果  
相続人の権利意識が高まっている？

## 遺言を作っていない理由

1位	遺言を書くほどの財産を持っていないから	31.5%
2位	遺言書を作るのは、手間がかかりそうだから	29.8%
3位	法定相続通りに分けてもらえればいいと思っているから	21.0%
4位	自分にはまだ早いから	20.2%
5位	遺言書の書き方がわからないから	14.2%

「誰に何を相続させるか悩んでいるから」(12.6%)、  
 「家族や親族がうまく分配してくれると思うから」(9.9%)、  
 「ネガティブな事はあまり考えたくないから」(8.3%)、  
 「誰に相談したらいいかわからないから」(7.3%)、  
 「相続させる相手がいらないから」(4.8%)、「その他の理由」(2.2%)

出典：日本財団による意識調査



**第1位**  
遺言を書くほど財産を持っていない

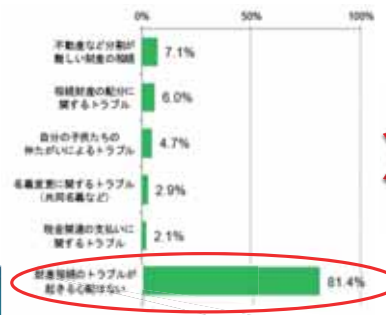
**第3位**  
法定相続分どおり分けてくれれば良い

**第7位**  
家族がうまく分けてくれると思う

## 持ち家の人は要注意！

- 自宅(建物と敷地)も財産
- ・ 実家に対する思い入れは、相続人それぞれ

## なんとかなると思っている人達



8割以上が  
トラブルにならない  
と考えている！

・相続人の考えも、そのときどきによって変わっていく

=今は大丈夫でも、将来経済状況・配偶者等

しかも…

兄弟は血がつながっているが、その配偶者(妻や夫)に血のつながりはない

「調停・審判」では、基本的に法定相続分に  
応じて分配される

親という抑えがなくなった途端、

**激烈な争いが表面化**  
することも！

親の面倒を全くみなかった放蕩息子

と  
何十年も同居して介護し  
最期を看取ってくれた孝行娘



**原則として同じ**



先祖伝来の田畑を受け継いだ**長男**  
と  
結婚して家を出た**長女**  
の法定相続分



**原則として同じ**

情報の流通や相続人の権利意識が高まりなどから

### 遺産分割調停の申立は年々増加！

日本国内の毎年の死者数140万人弱  
遺産分割調停の申立件数1万6000件

→八十数人に1人の割合で調停

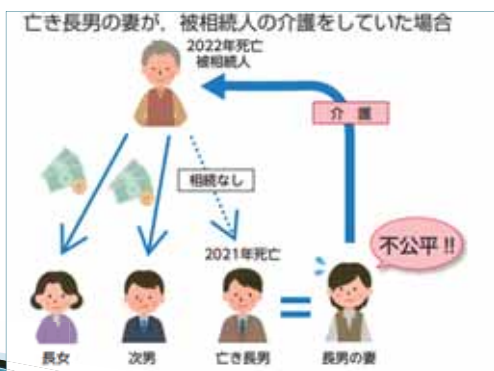
相続人の配偶者にも**特別寄与**が！

ただし、見方を変えると

▶遺産の分け方に、相続人でない親族が口を出してくる危険性が高まるかも？

しかも

これまでは



### 亡くなった後のスケジュール

- 3ヶ月 相続放棄の期限
- 4ヶ月 相続税の準確定申告
- 6ヶ月 特別寄与料の請求の期限
- 10ヶ月 相続税の申告と納税
- 12ヶ月 遺留分侵害額請求の期限

亡くなってから10ヶ月以内に、どのように分けるかを決め、相続税を納税しなければならない！

特別寄与料



第4位  
自分にはまだ早いから

## 健康寿命は意外と短い

健康寿命＝自分一人で、食事や排泄、着替えや入浴をできる状態

平均寿命 男性81歳 女性87歳

健康寿命 男性72歳 女性75歳

(厚労省 2016年)

★2025年には65歳以上の5人の1人が認知症にかかると予測されている

## 自筆証書遺言

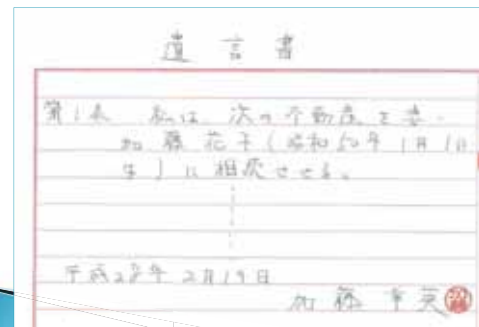
### 第2位

遺言を作るのには手間がかかる

### 第5位

遺言の書き方がわからない

### 全てを手書きする遺言



### 代表的な遺言

じひつしょうしょ いごん  
・ 自筆証書遺言

こうせいしょうしょ いごん  
・ 公正証書遺言

### 自筆証書遺言のメリット

- ・ 自分で好きなときに作ることができる！
- ・ 誰にも内容を知られない！
- ・ 書類も不要！
- ・ 費用がかからない

## 自筆証書遺言の要件

- ① 日付
- ② 署名
- ③ 全文
- ④ 押印

手書き

## 自筆証書遺言の要件 ①日付

- ・「平成28年1月吉日」は？

## 自筆証書遺言の要件 ①日付

- ・遺言書を書いた日を書く  
→日付が一番新しい遺言が優先

## 自筆証書遺言の要件 ②署名 ～夫婦で仲良く同じ紙に遺言を書いたら？

- ・「夫 加藤幸英 ⑩  
妻 加藤花子 ⑩」

## 自筆証書遺言の要件 ①日付

- ・平成20年の公正証書遺言
  - ・平成21年の自筆証書遺言
- どちらが優先？

→

## 自筆証書遺言の要件 ③全文

- (1) 誰に :生年月日で特定する
- (2) 何を :登記や通帳の通りに書く  
⇒まず、【財産目録(一覧表)】

## 自筆証書遺言の要件 ④押印

Q. 遺言に押された印影が認め印だったら？



## もう少し複雑な自筆証書遺言

### 最小限度の自筆証書遺言 (Lv. 1)

私は、私の所有する一切の財産を●●（昭和4▲年5月30日生）に相続させる。

令和5年1月1日

甲山 A男 印

第1条 私は、その所有する次の不動産を妻の加藤花子（昭和50年1月1日生）に相続させる。  
(1) 名古屋市中区丸の内二丁目●番 宅地 200.10㎡  
(2) 名古屋市中区丸の内二丁目●番所在 家屋番子×番 本造瓦葺1階建居宅 100㎡

※不動産は、登記通りに書く。  
住所と地番が違うことも多い。

※実際の建物が登記されていないこともあるので注意！

### 必要最小限度の自筆証書遺言

私は、私の所有する一切の財産を●●（昭和4▲年5月30日生）に相続させる。

令和5年1月1日

甲山 A男 印

第2条 私は、次の預金債権を長男の加藤太郎（平成15年2月1日生）に相続させる。  
(1) 三菱東京UFJ銀行 大津町支店 普通預金 口座番号□□□  
(2) 三井住友銀行 中央支店 普通預金 口座番号△△△



第3条 私は、第1条から第2条までの財産を除く、相続開始時に有するその余の財産全部を、加藤花子に相続させる。

※「その余の財産全部」とすることで、漏れがないようにする。

漏れがあると、漏れた遺産について、遺産分割しなければならない。

・母が亡くなった時、父が故人に！

↓そうすると

母の遺言のうち、「夫に2分の1相続させる」という部分は**無効**！

↓よって

母の遺産は、長男1/2が二男1/2となる

第4条 万が一、私より前に又は私と同時に加藤花子が死亡していたときは、第1条の財産を加藤太郎に相続させる。

平成28年1月1日  
加藤 幸英 印

※相続人が先に死んだ場合にも、対応できるようにしておかないと、無効になってしまう…

#### 自筆証書遺言の注意点

- ・書き間違えたら、**書き直す**
- ・遺言書が2枚以上になるときは、**割印**を  
※割印は法律上の要件ではない

自分の遺産の1/2を長男に1/2を妻に相続させる



父

自分の遺産の1/2を長男に1/2を夫に相続させる



母

長男



二男

#### 自筆証書遺言

- ① 日付
- ② 署名
- ③ 全文
- ④ 押印

どれか一つでも欠ければ

**無効**

- ・このように「自筆証書遺言」は、せつかく作っても無効になる可能性
- ・偽造・紛失のおそれ
- ・しかも、死後に家庭裁判所による「**検認**」手続きが必要＝費用がかかる



公正証書遺言	
平成27年 第...号	遺言公正証書 原本
公正証人は、遺言者・...の嘱託により、 証人・...及び...の立会のもとに、 平成27年 月 日、以下のとおり遺言者の口述を 録取し、この証書を作成する。	
第1条 私は、相続開始時に有する不動産を二割・ (昭和31年 月 日生)及び控 ... (平成5年 月 日生)に各二分 の1の割合で相続させる。	

## 公正証書遺言

### 公証人に支払う料金

遺産総額による

例) 1億円の財産がある場合

→ 43000円

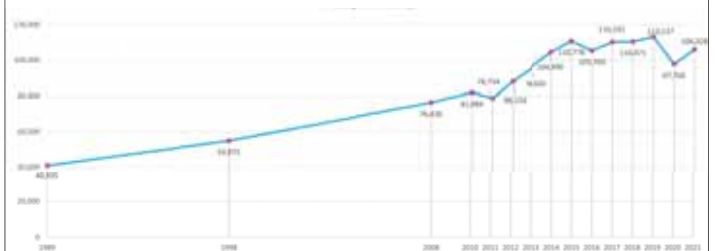
+ 必要書類取得費など

日本公証人連合会HP <http://www.koshonin.gr.jp/business/b01/q12>

### 公正証書遺言の作り方

- ① 公証役場に予約
- ② 遺言の案を作成  
+ 公証人との摺り合わせ  
(弁護士に頼むと弁護士の費用も)
- ③ 必要書類の取得
- ④ 実際に公証役場に行く(※出張も可)

### 公正証書遺言作成件数



(日本公証人連合会調べ)

## 公正証書遺言作成件数

平成元年	4万0935件
⋮	
令和2年	9万7700件
令和3年	10万6028件

2.6倍以上

## 遺言能力

- ・高齢者が遺言を作成する場合、  
「遺言の内容を理解・判断して、  
**有効遺言能力**に遺言を作成する能力」  
=が問題となることがある

## 公正証書遺言のメリット

- ・公証人が作成、証人立会い  
→あとで無効と言われにくい！
- ・原本は公証役場で保管  
→紛失・書換・隠されることがない！

## 公正証書遺言のメリット

- ・手が震えるなどして文字を書けない人でも作ることができる！  
しかも公証人が施設や病院まで出張してくれる

## もっとも

- ① 公証人は遺言の内容まで指導してくれない  
=あくまで形式的な部分のチェック
- ② 公正証書遺言でも、**遺言能力**がないとして無効となることもある

## 公正証書遺言のデメリット

- ・**プライバシー保護**に問題  
遺言をつくる時に証人2人が同席  
証人2人の前で内容も読み上げられる  
→誰にも知られずに公正証書遺言を作ることはできない！

例) 愛人にマンションを遺したい

## 自筆証書遺言保管制度

### 自筆証書遺言のデメリット

- ・死後に家庭裁判所で**検認**が必要  
→自筆の遺言があるときは  
家裁に届け出て確認が必要  
やり方が分からなければ  
その分**弁護士費用**も…

### 自筆証書遺言のデメリット

- ・紛失の可能性  
→Aさんがうっかりどこにしまったか忘れてしまった  
誰にも保管場所を伝えなかった  
→**遺言が見つからない！**

### 遺言保管制度

- ▶法務局に出頭して保管を申請  
▼  
▶法務局が保管  
▼  
▶亡くなった場合に相続人に通知されるようになる

### ★検認不要

☆2020年7月から運用開始

### 自筆証書遺言のデメリット

- ・書き換えや隠される可能性  
→保管しているのをYが見つけて、自分がもっと財産をもらえるように書き換えたり、捨ててしまうかも！
- ・形式が間違いがあると、無効に

### 安心してください！

- ・制度開始前に作成し、今家などで保管中の遺言も利用可能！
- ・費用は1通3900円！
- ・法務局に行く手間はかかるが、必要書類が少ない！（申請書・住民票の写し・本人確認書類）

## 遺言を預けたら・・・

- ・あとで探せるように  
保管制度を利用したこと  
+ 保管番号  
を相続人になる人に伝えておこう！

## 遺言には

- (1) 誰に
- (2) 何を 相続させるか？  
を書く  
↓そこで  
まず、自分の財産を書き出す

## 保管制度ができたから弁護士は不要？

- ・保管制度はあくまで保管するだけ！  
→ 内容に問題があっても直してくれない  
→ 遺言が無効になるなど、トラブルが発生する可能性は残るので弁護士に依頼した方が安心！

## 財産の一覧表(財産目録)

- (1) 現金 : どこにいくらあるか、金庫の開け方
- (2) 預貯金 : どの銀行
- (3) 有価証券 : 株式等
- (4) 保険 : 生命保険は、相続税との扱いの違いに注意
- (5) 不動産 : 土地、建物、借地権、借家権
- (6) 貸付金 : 誰に？いくら？弁済期、借用書は？
- (7) 動産類 : 絵画、骨董、貴金属。貸金庫。
- (8) 会員権 : ゴルフ場、リゾートホテル
- (9) 電子データ : ID、パスワード

☆借金：保証人に注意

## 遺言を書く前の準備

### 最近の改正で

- ▶ 「財産」については、署名押印した「財産目録」を添付で足りるようになった
- ▶ 目録が両面印刷の場合には、両面に署名押印が必要

財産の一覧表(財産目録)

**※負債(借金)**

: 誰から、いつ、いくら借りたか?

いつ返すのか?

: 保証人になっていないか?

**→相続放棄の判断に必須**

**こんな遺言はあぶない! ①**

預貯金と同様の例として...

「株式はすべて長男に相続させる。」

→投資信託は株式に含まれる?

▼  
**メモごとの原因に**

**こんな遺言はあぶない!**

その1

**こんな遺言はあぶない!**

その2

**こんな遺言はあぶない! ①**

「動産・不動産はすべて長男に相続させる。」

→貯金は動産?不動産?

→法律的にはどちらにもあたらない

▼  
預貯金は長男に相続させるつもりがなかった?

▼  
**メモごとの原因に**

**こんな遺言はあぶない! ②**

「家は長男に相続させる。」

→家ってどの家?

家の建っている土地は相続させないの?

→この遺言書だけでは、家や土地の登記名義を変えることはできない!

▼  
**メモごとの原因に**

## こんな遺言はあぶない！②

ここに注意 ⚠

遺言を作るときには、  
どの遺産をどうしたいのか、  
しっかり特定する必要がある！

特定が不十分だと、せっかく書いた遺言  
が無意味に…



## こんな遺言はあぶない！ その3

そこで

- ・最低限の部分は、  
相続人の権利として保障する



遺留分

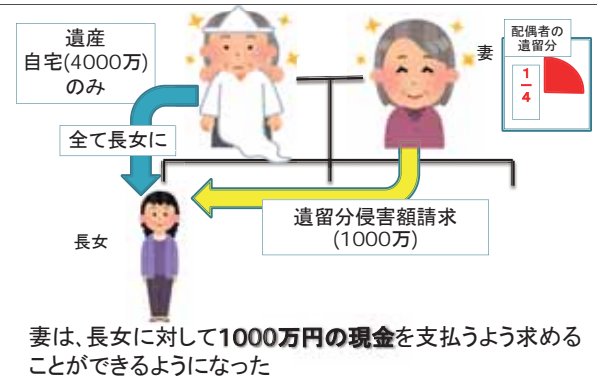
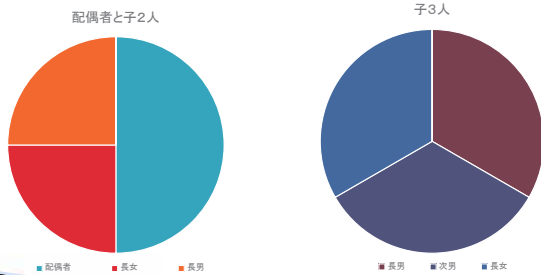
「すべて長女に相続させる」という遺言

- ・相続財産を誰に相続させるかを  
決めるのは、**遺言者**
- ・とは言え、完全に遺言者の  
自由に任せてしまうと、  
**相続人**が困ってしまうこともある  
極端な例 父が「愛人に全てを遺贈する」とい  
う遺言を遺す

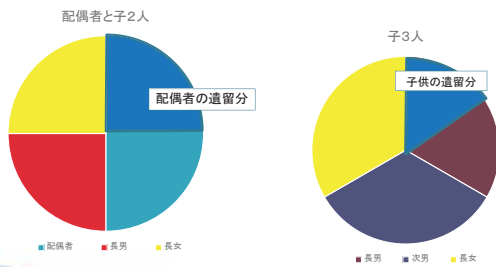
## 遺留分

- ・原則として  
法定相続分の半分
- ・兄弟姉妹には、遺留分はない  
= 遺言があれば、完全に排除できる  
→特に子供のいない夫婦は必ず遺言を！

## 法定相続分



## 遺留分

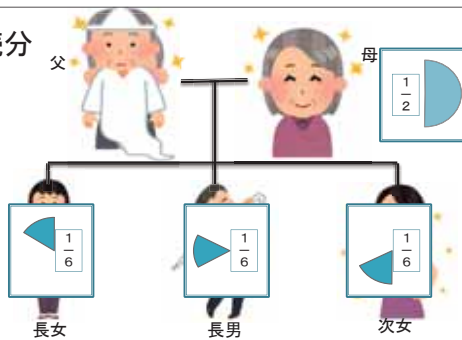


・「遺留分」を侵害する遺言は、  
紛争の原因にもなる



**遺留分に配慮した遺言を**

## 法定相続分



## まとめ

- ・ 遺言書がないと相続人間の紛争となる可能性が高まる
- ・ 法律上「有効」で、しかも、将来の紛争の原因にならないよう遺言書を書くのは、**意外と難しい**



遺言がなく、協議が整わず、  
「調停」になってしまうと、  
**時間と費用が**  
**かかってしまう**

※調停になったら、相続人一人あたり、  
60万を下らない

《取扱分野》

各種交渉、不動産(売買、賃貸、管理)、交通事故、遺言・相続、離婚・  
男女問題、インターネット問題、破産、法律顧問、セミナー講師

弁護士法人 隼綜合法律事務所  
弁護士 加藤 幸英  
名古屋市中区錦2-3-11-8F  
052-222-8055



公正証書遺言を作成するのに必要な費用

- ・ 弁護士費用 10万から30万  
※遺産の総額と遺言の内容の複雑さによる
- ・ 公証人の費用 10万から30万

**合計 20万から60万**

そこで

遺言を作成するときも  
専門家である**弁護士**に  
ご相談を！

**30分5500円（消費税込）**

# 民事裁判について

---

2023年4月8日 愛知学院大学 講師 弁護士 岩井 羊一

## 民事裁判ってなんですか。

貸したお金を返してもらえない。

交通事故にあったけれどもどちらがどのくらい悪いか話し合いができない。

頼んだとおりの仕事をしてもらっていない。

話し合いで解決できればいいのですが、解決できないときに裁判になります。

## 裁判を起こしたら、その後どうなるのですか。

(訴訟手続 訴訟手続きのIT化 和解 証人尋問)

裁判所が訴状を受け付けると、その内容を審査します。

訴状について裁判所が、受け付けられる内容だと判断すれば、原告側と相談し、公開法廷で行われる第一回口頭弁論期日を決めます。その上で訴状を送付します。

争いがあれば、被告は、第一回口頭弁論に出席し、反論をします。

そのあと、通常は弁論準備手続になり、非公開のラウンドテーブルで、毎回、争点を確認しながら、反論、再反論をします。最近は、この手続きをWeb会議で行うことが多くなりました。

双方の主張が出尽くしたと考えられるところまでくると、裁判所が、それまでの経過を踏まえて和解ができないか確認をします。

双方が和解の機運になれば、和解をします。

和解ができないと、証人調べの期日が開かれます。

証人調べの期日で証人調べが行われると結審し、後日判決が言い渡されます。

## 裁判を起こされたどうなるのでしょうか

(答弁書、欠席判決)

訴状がとどいたら、放置は絶対だめです。争わないとみて、請求通りの判決が出てしまいます。

だから、裁判を起こせば多くの場合、かならず応訴し、審理が行われます。

ここが調停と違います。

労働審判という手続きがあります。この手続きは、調停に似ていますが、裁判の要素があります。

## 裁判はどういうものを審理するのですか

(処分権主義)

当事者が訴える範囲を決めることができます。これを処分権主義といいます。

民事事件は、民事上の権利義務を決める争いごとが対象となります。ですから、訴える範囲も、訴える人が自由に決めます。たとえば、1000万円を請求することができる事情があっても、当事者が100万円払ってもらえばよい、として裁判を起こせば、裁判所はその範囲で判断することになります。

## 裁判はどこに裁判所に起こすのですか

(管轄)

## 簡易裁判所か、地方裁判所か、家庭裁判所か（事物管轄）

簡易裁判所 訴額が140万円未満の事件は、簡易裁判所が管轄になります。

家庭裁判所 離婚等、身分関係に関する裁判は家庭裁判所が管轄になります。

地方裁判所 訴額が140万円以上の事件、行政事件は地方裁判所が管轄になります。

高等裁判所 1票の格差などの事件は高裁が第一審になる。

## 土地管轄

原則として相手の住所地が管轄になります。

（クイズ）

①地方裁判所の数は全国でいくつあるでしょう。

答えは50地方裁判所があるのですが、どこにあるかわかりますか。

②愛知県に地方裁判所の支部は何か所あるでしょう。

## 裁判は誰が起こせるのですか。子どもや認知症の方でも起こせるのですか。

（当事者能力 訴訟能力）

裁判はだれでも起こせます。

ただし、未成年者は、親権者など法律で決められた代理人を通じてしか裁判を起こすことができません。認知症で判断能力がない場合には、成年後見人という法定代理人をつけないと裁判を起こすことができません。

## 裁判を起こすのにどのくらいお金がかかるのですか

（訴訟費用）

別紙のとおりです。

1億円の裁判を起こすときには、32万円の印紙を貼る必要があります。

その趣旨は、一定の費用があるのでその一部を負担してもらう。濫訴防止の効果もあります。

訴訟費用の負担は、最終的に裁判所が決めます。勝訴すれば印紙代は相手が持つ必要があります。多くの場合には、そのまま原告が負担することが多いです。

お金がない人のために訴訟救助という仕組みがあります。

## 裁判を他の人に依頼することはできますか。

裁判の対応は、弁護士に依頼することができます。

弁護士に限定している趣旨は、本人の保護と、手続きの円滑な進行のためと言われています。

弁護士以外に依頼することはできません。

ただし、簡易裁判所の事件は、司法書士に依頼することができます。親族にお願いする、従業員が対応することも可能です。

## 裁判所には行かないといけませんか

(口頭主義、直接主義)

裁判は、直接、口頭で述べる必要があるため、裁判所に行く必要があります。

口頭で、直接話をするのがいちばん間違えのないことだからです。

出席するのは、弁護士に依頼すれば、弁護士だけが出席すれば良いので行かなくても良くなります。

でも、実際には、口頭ですべて説明できないので準備書面を提出します。

準備書面の提出は、以前は、原本を裁判所に提出していました。

1990年代にファックスで提出できるようになりました。

現在もそのままですが、今後 Web 上で行えるようになります。

また、弁論準備手続は、現在、Web 会議でもできるように法律が改正されました。

## 民事裁判はどのくらい時間がかかるのですか

(裁判の迅速化に関する法律)

裁判の期間は相手があることなので一概には言えません。

裁判の迅速化に関する法律ではつぎのような定めがあります。

第二条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内

にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

2 裁判の迅速化に係る前項の制度及び体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士体制の整備等により行われるものとする。

3 裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。

## 民事裁判はどうして時間がかかるのですか

上記の条文の3項に関係します。

判決を受けると本人の意思に反して金銭の支払いを命じられることがあります。そのため、手続きを保障しなければなりません。

個人の方も、お仕事をかかえながら、裁判に手続きをすすめます。

弁護士の他の事件も抱えながら準備をします。

裁判所も、それぞれの都合があります。その中で、準備ができて、十分に言い分を尽くして裁判をする必要があります。その結果、少しずつ進めるしかないのです。

民事裁判を起こせば、裁判所がわたしに有利な方法や、証拠を集めて調べてくれますか。

(弁論主義) (立証責任)

裁判所は、証拠を捜してくれません。有利な法律の適用を教えてくれることもありません。

自分に有利な主張や証拠を提出する責任は、当事者にあります。

裁判の証拠は、有利な結果を導く必要のある当事者が、その事実を主張し、その立証に必要な事実を立証する必要があります。

たとえば、お金を貸している人が返してほしいとおもって裁判を起こした場合、原告が、裁判でお金を貸し、返してもらう約束をしたこと、その返す約束の返す時期の約束はいつだったのか、お金を実際に渡していることを主張し、立証する必要があります。

そのためにどのような証拠を出したらいいと思いますか？

そして、訴えられ人は、そのような約束が立証できていないと反論をすることができません。けれども、お金を貸してもらってないことを立証する必要がありません。

ないことを立証するのは「悪魔の立証」といってとても難しいのです。

これに対し、貸したことが立証できたとして、お金を期限までに返したのに、訴えられるという場合もあるかもしれません。その場合には、お金を返したことは、被告の方で立証しなければなりません。

その場合にどうやったら立証できると思いますか？

## 裁判官はどうやって事実を認めるのですか。

(自由心証主義)

むかし、ヨーロッパでは、証明することを話してくれる証人が何人いたら真実と認めるとい法律があったそうです。

現在では、どのような証拠があったら立証できたというきまりはないことになっています。裁判官が一切の証拠、状況に基づいて自由に判断することができることになっています。これを自由心証主義といいます。

裁判官が自由に判断することが、より真実に近づくと考えられています。

(高度の蓋然性)

立証されていると言うためには、高度の蓋然性があると言われていています。8割、9割確からしいと立証すればよいと言われていています。

これに対し、証拠の優越でいいという主張があります。この論者は、8割、9割だとすると、立証に失敗した者は敗訴してしまう。しかし、それはうまく証拠が集められなかったことをその人の責任にすることになる。それは、消極的誤判である。誤判が続けば市民は裁判を信用しなくなる。それでいいのか。そういう問題意識があります。

## 民事裁判で勝てばお金は払ってもらえますか。

(強制執行、破産手続きの趣旨)



お金のない人からはお金がとれません。

しかし、本当はないのか、調べる手段は限られています。これについて、民事執行法が改正されているいろいろな手段がそなえられていますが、抜本的な解決に至っていません。

## 民事裁判をおこしたら、報道されますか。

(裁判の公開、公開主義)

裁判は公開の法廷で行わなければなりません。裁判に対する国民の監視ができる保障をする必要があるからです。判決も公開の法廷で言い渡すことになっています。

けれども、公開が行き過ぎると裁判をやっていることを知られたくない人のプライバシーも侵害することになってしまいます。

裁判を、住所を知られずに行うことができるようになっています。

## 裁判で負けた場合に、さらに不服を申し立てられますか。

(上訴)

1 審で負けた場合には、高等裁判所(簡易裁判所の場合は地方裁判所)に控訴できます。

裁判官も人間の判断です。間違ふこともあります。そのため、上訴の手続きがもうけられています。また、法律の解釈を統一するという働きもあります。

## 高裁で負けても最高裁にさらに上告できますか。高等裁判所と最高裁の違いがありますか。

(上告の理由)

上告申立はできます。最高裁判所にします。には上告と上告受理申立といいます。ただし、憲法違反や、手続き違反、重要な法律解釈に関わることに限られます。事実の認定を間違っているかどうかは、判断されません。

## 判決が確定するとどんな効力がありますか

(既判力)(執行力)

判決が一度出ると、これに反する裁判を出すことができません。紛争の蒸し返しはできないこととなります。

判決が出ると、これに基づいて強制執行ができます。お金の支払いをしなければお金や預金、土地、建物など財産を差し押さえることができます。

## 裁判官が和解できませんかといっているそうです。和解した方がいいですか？

和解ができるなら、それが一番いいと思います。

(和解のデメリット)

和解をするためには、請求する側は通常 100%の請求ではなく一定の譲歩を行うことになります。

請求される側は、一定の金額を支払わなければなりません。

双方損をするようにも思います。

(和解のメリット)

早期の紛争解決がはかれるということが最大のメリットです。

そして、勝てそうに思っている裁判でも、敗訴のリスクがあったり、実際に 100%勝訴の内容の判決が出るとは限りません。

負けそうな裁判でも、事情がある場合もあります。

はっきりと結論を求めるより、当事者双方にとってメリットがあります。

また、和解で解決する場合には、和解内容をまもってもらえる可能性も高まります。

おたがいに、これで裁判を終わらせようと、決意するので、その後のしこりも少なくなります。

再発防止など、判決では含まれない柔軟な解決をすることができる可能性もあります。

このように和解にはメリットがありますので、和解によって解決することが実際の裁判でも多くあります。

## 弁護士に依頼した方がいいでしょうか。どのくらいお金がかかりますか？

(訴訟代理人)

裁判は、本人でもできます。けれども裁判に代理人を選任する場合には、弁護士という資格のある人しか依頼できません。

本人を保護する必要があるのと、手続きを円滑に進行させるためとされています。

(弁護士費用)

旧 日弁連基準 平成16年廃止

現在は、各弁護士が自由に定めることができる。

法律相談等

報酬の種類	弁護士報酬の額
初回市民法律 相談料	30 分ごとに 5000 円から1 万円の範囲内の一定額
一般法律相談料	30 分ごとに 5000 円から2 万5000 円以下 (専門 の場合)

民事事件

1. 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金	事件の経済的利益の額が300 万円以下の場合 8% 300 万円を超え3000 万円以下の場合 5%+9 万円 3000 万円を超え3 億円以下の場合 3%+69 万円 3 億円を超える場合 2%+369 万円 ※着手金の最低額は10 万円	①
報酬金	事件の経済的利益の額が300 万円以下の場合 16% 300 万円を超え3000 万円以下の場合 10%+18 万円 3000 万円を超え3 億円以下の場合 6%+138 万円 3 億円を超える場合 4%+738 万円	

## どうして弁護士費用はそんなに高いのですか

働く時間は、1週40時間とすると、52週で2080時間です。

弁護士の業務は、人を使って大きな利益を上げるような業務ではありません。自ら時間を費やして、打合せ、書面の作成をし、解決する必要があります。

1時間1万円の収入があったとして年間2080万円。

ここから経費を引くと収入が1000万円から1200万円となります。

### 手数料額早見表(単位:円)

手数料 訴額等	訴えの提起	支払督促の申立 て	借地非訟事件の 申立て	民事調停の申立 て、労働審判手 続の申立て	控訴の提起	上告の提起
10万まで	1,000	500	400	500	1,500	2,000
20万	2,000	1,000	800	1,000	3,000	4,000
30万	3,000	1,500	1,200	1,500	4,500	6,000
40万	4,000	2,000	1,600	2,000	6,000	8,000
50万	5,000	2,500	2,000	2,500	7,500	10,000
60万	6,000	3,000	2,400	3,000	9,000	12,000
70万	7,000	3,500	2,800	3,500	10,500	14,000
80万	8,000	4,000	3,200	4,000	12,000	16,000
90万	9,000	4,500	3,600	4,500	13,500	18,000
100万	10,000	5,000	4,000	5,000	15,000	20,000
120万	11,000	5,500	4,400	5,500	16,500	22,000
140万	12,000	6,000	4,800	6,000	18,000	24,000
160万	13,000	6,500	5,200	6,500	19,500	26,000
180万	14,000	7,000	5,600	7,000	21,000	28,000
200万	15,000	7,500	6,000	7,500	22,500	30,000
220万	16,000	8,000	6,400	8,000	24,000	32,000
240万	17,000	8,500	6,800	8,500	25,500	34,000
260万	18,000	9,000	7,200	9,000	27,000	36,000
280万	19,000	9,500	7,600	9,500	28,500	38,000
300万	20,000	10,000	8,000	10,000	30,000	40,000
320万	21,000	10,500	8,400	10,500	31,500	42,000
340万	22,000	11,000	8,800	11,000	33,000	44,000
360万	23,000	11,500	9,200	11,500	34,500	46,000
380万	24,000	12,000	9,600	12,000	36,000	48,000
400万	25,000	12,500	10,000	12,500	37,500	50,000
420万	26,000	13,000	10,400	13,000	39,000	52,000
440万	27,000	13,500	10,800	13,500	40,500	54,000
460万	28,000	14,000	11,200	14,000	42,000	56,000
480万	29,000	14,500	11,600	14,500	43,500	58,000
500万	30,000	15,000	12,000	15,000	45,000	60,000
550万	32,000	16,000	12,800	16,000	48,000	64,000
600万	34,000	17,000	13,600	17,000	51,000	68,000
650万	36,000	18,000	14,400	18,000	54,000	72,000
700万	38,000	19,000	15,200	19,000	57,000	76,000
750万	40,000	20,000	16,000	20,000	60,000	80,000
800万	42,000	21,000	16,800	21,000	63,000	84,000
850万	44,000	22,000	17,600	22,000	66,000	88,000
900万	46,000	23,000	18,400	23,000	69,000	92,000
950万	48,000	24,000	19,200	24,000	72,000	96,000
1,000万	50,000	25,000	20,000	25,000	75,000	100,000

手数料 訴額等	訴えの提起	支払督促の申立 て	借地非訟事件の 申立て	民事調停の申立 て、労働審判手 続の申立て	控訴の提起	上告の提起
1,100万	53,000	26,500	21,200	26,200	79,500	106,000
1,200万	56,000	28,000	22,400	27,400	84,000	112,000
1,300万	59,000	29,500	23,600	28,600	88,500	118,000
1,400万	62,000	31,000	24,800	29,800	93,000	124,000
1,500万	65,000	32,500	26,000	31,000	97,500	130,000
1,600万	68,000	34,000	27,200	32,200	102,000	136,000
1,700万	71,000	35,500	28,400	33,400	106,500	142,000
1,800万	74,000	37,000	29,600	34,600	111,000	148,000
1,900万	77,000	38,500	30,800	35,800	115,500	154,000
2,000万	80,000	40,000	32,000	37,000	120,000	160,000
2,100万	83,000	41,500	33,200	38,200	124,500	166,000
2,200万	86,000	43,000	34,400	39,400	129,000	172,000
2,300万	89,000	44,500	35,600	40,600	133,500	178,000
2,400万	92,000	46,000	36,800	41,800	138,000	184,000
2,500万	95,000	47,500	38,000	43,000	142,500	190,000
2,600万	98,000	49,000	39,200	44,200	147,000	196,000
2,700万	101,000	50,500	40,400	45,400	151,500	202,000
2,800万	104,000	52,000	41,600	46,600	156,000	208,000
2,900万	107,000	53,500	42,800	47,800	160,500	214,000
3,000万	110,000	55,000	44,000	49,000	165,000	220,000
3,100万	113,000	56,500	45,200	50,200	169,500	226,000
3,200万	116,000	58,000	46,400	51,400	174,000	232,000
3,300万	119,000	59,500	47,600	52,600	178,500	238,000
3,400万	122,000	61,000	48,800	53,800	183,000	244,000
3,500万	125,000	62,500	50,000	55,000	187,500	250,000
3,600万	128,000	64,000	51,200	56,200	192,000	256,000
3,700万	131,000	65,500	52,400	57,400	196,500	262,000
3,800万	134,000	67,000	53,600	58,600	201,000	268,000
3,900万	137,000	68,500	54,800	59,800	205,500	274,000
4,000万	140,000	70,000	56,000	61,000	210,000	280,000
4,100万	143,000	71,500	57,200	62,200	214,500	286,000
4,200万	146,000	73,000	58,400	63,400	219,000	292,000
4,300万	149,000	74,500	59,600	64,600	223,500	298,000
4,400万	152,000	76,000	60,800	65,800	228,000	304,000
4,500万	155,000	77,500	62,000	67,000	232,500	310,000
4,600万	158,000	79,000	63,200	68,200	237,000	316,000
4,700万	161,000	80,500	64,400	69,400	241,500	322,000
4,800万	164,000	82,000	65,600	70,600	246,000	328,000
4,900万	167,000	83,500	66,800	71,800	250,500	334,000
5,000万	170,000	85,000	68,000	73,000	255,000	340,000
5,100万	173,000	86,500	69,200	74,200	259,500	346,000
5,200万	176,000	88,000	70,400	75,400	264,000	352,000

手数料 訴額等	訴えの提起	支払督促の申立 て	借地非訟事件の 申立て	民事調停の申立 て、労働審判手 続の申立て	控訴の提起	上告の提起
5,300万	179,000	89,500	71,600	76,600	268,500	358,000
5,400万	182,000	91,000	72,800	77,800	273,000	364,000
5,500万	185,000	92,500	74,000	79,000	277,500	370,000
5,600万	188,000	94,000	75,200	80,200	282,000	376,000
5,700万	191,000	95,500	76,400	81,400	286,500	382,000
5,800万	194,000	97,000	77,600	82,600	291,000	388,000
5,900万	197,000	98,500	78,800	83,800	295,500	394,000
6,000万	200,000	100,000	80,000	85,000	300,000	400,000
6,100万	203,000	101,500	81,200	86,200	304,500	406,000
6,200万	206,000	103,000	82,400	87,400	309,000	412,000
6,300万	209,000	104,500	83,600	88,600	313,500	418,000
6,400万	212,000	106,000	84,800	89,800	318,000	424,000
6,500万	215,000	107,500	86,000	91,000	322,500	430,000
6,600万	218,000	109,000	87,200	92,200	327,000	436,000
6,700万	221,000	110,500	88,400	93,400	331,500	442,000
6,800万	224,000	112,000	89,600	94,600	336,000	448,000
6,900万	227,000	113,500	90,800	95,800	340,500	454,000
7,000万	230,000	115,000	92,000	97,000	345,000	460,000
7,100万	233,000	116,500	93,200	98,200	349,500	466,000
7,200万	236,000	118,000	94,400	99,400	354,000	472,000
7,300万	239,000	119,500	95,600	100,600	358,500	478,000
7,400万	242,000	121,000	96,800	101,800	363,000	484,000
7,500万	245,000	122,500	98,000	103,000	367,500	490,000
7,600万	248,000	124,000	99,200	104,200	372,000	496,000
7,700万	251,000	125,500	100,400	105,400	376,500	502,000
7,800万	254,000	127,000	101,600	106,600	381,000	508,000
7,900万	257,000	128,500	102,800	107,800	385,500	514,000
8,000万	260,000	130,000	104,000	109,000	390,000	520,000
8,100万	263,000	131,500	105,200	110,200	394,500	526,000
8,200万	266,000	133,000	106,400	111,400	399,000	532,000
8,300万	269,000	134,500	107,600	112,600	403,500	538,000
8,400万	272,000	136,000	108,800	113,800	408,000	544,000
8,500万	275,000	137,500	110,000	115,000	412,500	550,000
8,600万	278,000	139,000	111,200	116,200	417,000	556,000
8,700万	281,000	140,500	112,400	117,400	421,500	562,000
8,800万	284,000	142,000	113,600	118,600	426,000	568,000
8,900万	287,000	143,500	114,800	119,800	430,500	574,000
9,000万	290,000	145,000	116,000	121,000	435,000	580,000
9,100万	293,000	146,500	117,200	122,200	439,500	586,000
9,200万	296,000	148,000	118,400	123,400	444,000	592,000
9,300万	299,000	149,500	119,600	124,600	448,500	598,000
9,400万	302,000	151,000	120,800	125,800	453,000	604,000

手数料 訴額等	訴えの提起	支払督促の申立 て	借地非訟事件の 申立て	民事調停の申立 て, 労働審判手 続の申立て	控訴の提起	上告の提起
9,500万	305,000	152,500	122,000	127,000	457,500	610,000
9,600万	308,000	154,000	123,200	128,200	462,000	616,000
9,700万	311,000	155,500	124,400	129,400	466,500	622,000
9,800万	314,000	157,000	125,600	130,600	471,000	628,000
9,900万	317,000	158,500	126,800	131,800	475,500	634,000
1億0,000万	320,000	160,000	128,000	133,000	480,000	640,000

※ 訴額等が1億円を超える場合の手数料の額については、各裁判所の窓口等にお尋ねください。



## 別府大仏に関する法的諸問題

愛知学院大学名誉教授・弁護士 原田保

## I 序言 —— 歴史概観およびインターネット情報の誤謬・欠落

岡本栄三郎氏(僧名「栄信」)が昭和3年に巨大「遺骨仏」を建立→息子の妻・岡本綾子氏が平成元年に解体撤去  
 大仏の形状：釈迦如来(役所・寺院・岡本家等の文書記載) ←→ ×阿弥陀如来(印相が九品印ではなく法界定印)  
 当時の寺院：宝持寺(栄三郎氏の誘致で昭和2年に移転) ←→ ?信栄寺(しんねいじ) ×栄信寺  
 僧籍の取得：妙心寺で得度して僧名「栄信」を取得 ←→ ?出家して僧名「栄信」を自ら標榜  
 住職の就任：臨済宗妙心寺派が昭和5年に宝持寺住職任命 ←→ ?自ら開山して住職就任  
 現在の寺院：依然として宝持寺 ←→ ×大仏解体撤去後に移転してきた別の寺院  
 寺院の本尊：当初は観世音菩薩→移転時に釈迦如来追加→移転後に観世音菩薩記載消滅→現在は阿弥陀如来

## II 宗派・寺院に関する問題

公式には「臨済宗妙心寺派・宝持寺」 ←→ ?栄三郎氏は「別府市仏心宗・信栄寺」を標榜  
 行政上は「宝持寺=信栄寺」 ←→ ?宗教上は「宝持寺≠信栄寺」(異宗派の同一寺院はあり得ない)  
 異宗派提唱は懲戒処分として僧籍剥奪の 対象となる行為だが、本山の対応記録は不存在

## III 人骨等の法的性質

火葬場残留骨：遺骨ではなく財物(判例)→礼拝対象物の素材になれば遺骨に変化  
 死体由来送付物：もともと遺骨等→礼拝対象物の素材になっても性質不変  
 生体由来送付物：もともと財物→提供者死亡後は死体由来送付物と同様

## III 人骨等に対する所有権の帰属

素材：贈与または付合により栄三郎氏が所有権取得  
 大仏：宝持寺に寄進? 財団法人化? 敷地所有者?(敷地は昭和17年まで他人所有地) 栄三郎氏→相続?

## IV 犯罪成否(刑法190条「死体遺骨遺髪納棺物損壊遺棄領得罪」懲役3年~1月)

## 1 建立

死者追悼のための取得・形状変更は遺骨領得損壊罪不該当  
 葬送に関する権利は各遺族に帰属したままであるが、混和により遺骨の全体に対する持分

## 2 解体撤去

財産法上は、所有者による処分として適法  
 適法な移置先：人骨等→墓地/瓦礫→廃棄物処理場/両者の分離不可能な結合体→?義務衝突?  
 跡地の「別府大仏体内之諸霊位」石塔内部で遺骨保存→遺族全員の葬送権を担うなら残余は火葬場残留骨と同様

## ★主要参考資料

渡邊友一『大仏山縁起録』(昭3)  
 小嶋独観『珍寺大道場#14 別府大仏』(平14)

## \*原田保著作

AGU 宗教法制研究所紀要 62号(令4)  
 AGU 法務支援センター編『リーガル・カフェ 法律ブログ集』vol.3~5(令2~4)

# 役員報酬

## (取締役の報酬と会社法)

服部育生

2023.4.22

pm2:00 ~

### I 報酬制度の要綱

取締役Tが職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益が報酬。

受任者は原則として無報酬 Tも受任者(会330条)であるが、特約により(明示・黙示)有償契約化。

定款又は株主総会HV普通決議により、T全員の報酬総額または上限を定め、その範囲内における各Tへの配分は、T会決議に一任される。

T会から代表取締役DTへの再委任の可否？

判例は再委任を可とする。 最判昭58. 2. 22 判時1076号140頁  
お手盛りの危険はないにせよ、T会のDTに対する監督機能が弱められる。

再委任は、配分基準がT会規則で明確化されている場合に限り、許容。

配分決定を一任されたT会または再一任されたDTがHV決議の総額枠を超えて各Tの報酬額を決定した場合、超過部分は違法・無効(福岡高判昭55. 1. 31判時969号106頁)。各Tの報酬額は、HV決定の最高限度額(外枠)に対するT会決定の報酬合計額に対する比率に従って減じた金額となる。

### II 報酬に関する重要判例

#### ① 最判昭31年10月5日 裁判集民事23号409頁

Y社のHVは、①昭27年1月～6月の報酬総額を430万円と決定し、②各Tに対する配分についてはT会に一任することを決議した。T会は26万7000円を社長Xと専務Aの報酬に充てること、及び配分についてはXに一任することを決議した。取締役会は、26万7000円を社長Xと専務Aの報酬に充てること、及び配分につきXに一任することを決定した。Xは自己の報酬を月額2万3000円と決定したが、Aはこれを承諾しなかった。XはY社に上記報酬(月額2万3000円)の支払を訴求した。原審はXの請求を認容。Y社が上告。

**【Y社の上告理由】**

XA間で意見が一致しなければ、Xは更にT会へ諮り、自らに対する報酬額決定につき承諾を受けるべき。Aの意思を無視したXの単独決定は、取締役会の本旨でなく、会社法の本旨にも反する。

**【判旨】**

Y社の上告を棄却。T会決議により社長に一任された「社長、専務への報酬配分」を社長が決定した。これは商法旧265条（会356条）に触れるところがない。社長が自己の受くべき報酬額を決定したのちにおいては、社長の同意がない限り、取締役会といえども、右報酬額を変更できない。

② 最判昭60年3月26日 判時1159号150頁

Y社のHVは、使用人兼務Tの使用人分給与が含まれない旨を明示して、Tの報酬総額を月1200万円以内から月1500万円以内に改定する決議を行った。株主Xは、①個々のTが受けるべき報酬総額が明示されていないのは商（旧）269条（会361条）に違反する、②使用人兼務Tの使用人分給与を決議から除外するのは、商（旧）269条（会361条）の脱法行為であると主張して、本件決議の無効確認を求めた。原審はXの請求を棄却。Xが上告。

**【判旨】**

Xの上告を棄却。使用人分給与の体系が明確に確立されている場合において、使用人兼務Tについて、別に使用人分給与を受けることを予定しつつ、Tとして受ける報酬額のみをHVで決議することとしても、HVは十分に監視機能を果たせると考えられるから、そのような内容の本件HV決議が商269条（会361条）の脱法行為に当たるとは言えない。

③ 最判昭48年11月26日 判時722号94頁

Y社HVは、故取締役会長Aおよび退任監査役Bに対する慰労金贈呈に関し、その金額・時期・方法等の決定を取締役に一任する旨を決議した。株主Xが、商法旧269条（会361条）に違反するとして決議の無効確認を求めた。原審はXの請求を棄却した。Xが上告。

**【判旨】**

Xの上告を棄却。(1)Y社では、退職慰労金の支給に関し、内規・慣行による支給基準が確立されており、(2)株主総会は、T会が退職慰労金支給につき、内規・慣行の基準に従い相当な金額の決定をなすべきことを黙示的に決議した。この事実関係の下においては、本件決議が前記法条に違反し無効であるとは言えないとした原審の判断は正当として是認できる。

④ 最判平17年2月15日 判時1890号143頁

A社では、設立時からHV決議を経ることなくTらに役員報酬が支払われてきた。株主Xは株主代表訴訟を提起し、取締役Yらに対して、報酬相当額をA社に賠償するよう求めた。本訴提起後にA社では、設立時に遡って効力の生ずる条件付決議として、Tの報酬総額を年額3000万円以内とする旨の決議が可決された。原審は、過去に遡って役員報酬を支給する決議も禁止されないとしつつ、本件決議は訴訟上の信義に著しく反するもので、Yが決議の存在を主張することは許されないとして、Xの請求を認容した。Yが上告。

**【判旨】**

破棄自判。 HV決議を経ずに役員報酬が支払われた場合であっても、これについて後にHVの決議を経ることにより、事後的にせよ上記規定（商269条、279条1項）の趣旨目的は達せられるから、上記規定の趣旨目的を没却する特段の事情がない限り、役員報酬の支払はHV決議に基づく適法有効なものとなる。Xらが本件決議の存在を主張することが訴訟上の信義に反すると認められるような事情は、うかがわれない。

**【エッセンス】**

会社が定款又はHV決議なくTに報酬を支給した場合であっても、後に株主総会でそれを追認したときは、当該支給は適法・有効となる。

※HVは、株主総会のことです。

⑤ 最判平4年12月18日 民集46巻9号3006頁

Y社では代表取締役Bと常勤取締役Xとが対立している。Xには、昭和58年12月現在、毎月末日に50万円の報酬が支払われていた。

昭和58年10月15日の取締役会において、Xの同意なく、Xを常勤取締役から非常勤取締役へ変更する旨が決議された。昭和59年1月13日の取締役会では、Xの同意なく、Xの報酬について、昭和59年1月以降の支払を停止する旨が決議された。

昭和59年7月13日の株主総会は、役員報酬について、Bに年額600万円、他の1名の役員に年額400万円を支給し、その余の役員は無報酬とする旨の議案が可決された。

そこでXは昭和59年1月から昭和60年6月14日（任期満了）までの報酬を求めて提訴した。

大阪地判平1・9・27 金判923号11頁

いったん決定された取締役報酬は、当該取締役の同意なしでは一方的に変更できないが、職務内容に変更が生じた場合には、例外的に報酬額を変更できる。しかし営業年度の途中で無報酬とするのは許されないと判示して、昭和59年1月1日から同年7月13日までの報酬請求権があると判示した。

大阪高判平2・5・30 判時1373号133頁

任期途中で報酬を一方的に変更することはできない。職務内容に変更があり、それを前提として株主総会が当該取締役の減額または不支給を決議したときは、例外的に、会社は一方的に彼の報酬を将来に向かって減額・無報酬化することができる。Y社株主総会決議（昭59・7・13）によりXは7月14日から報酬請求権を失った。

Xには、昭和59年1月1日から7月13日までの報酬請求権がある。

Xの上告 ➡ 最判平4・12・18 民集46巻9号3006頁

破棄自判

取締役の報酬額が具体的に定められた場合には、その報酬額は、会社と取締役間の契約内容となり、当事者双方を拘束する。その後に株主総会が取締役Xの報酬を無報酬とする旨の決議をしたとしても、Xがこれに同意しない限り、右報酬請求権を失うものではない。この理は、取締役の職務内容に著しい変更があり、それを前提に総会決議がされた場合であっても、異なる。

## 1. 古代の裁判（神判）

- 1) 人間は社会的動物 → 社会構成員同士の意見・利害の対立による様々なトラブル
- 2) 古代の社会におけるトラブル解決の基本基準＝神様の権威→神判（神明裁判）
- 3) 神判の種類：釜審（火審） 水審 熱鉄審 聖餐審
- 4) 1215 年ラテラン公会議における聖職者の神判関与禁止

## 2. 中世（国王権力）の裁判（糺問手続）

- 1) 中世国王権力確立の過程 → 糺問手続の発展
- 2) 自白中心の証明方法 ← 拷問の発達
- 3) 非対審手続（2 面構造）：基本的対立構造＝裁判官 対 被告人
- 4) 18 世紀の人道主義（啓蒙思想）による拷問への批判  
→ 近代市民革命の大きな動機の一つ

## 3. 近代（市民革命後）の裁判（弾劾手続）

- 1) 基本的理念の変容：国民（人民）主権＝裁く者と裁かれる者との対等性  
→ 弾劾手続の採用
- 2) 対審手続（3 面構造）：基本的な対立構造＝検察官 対 被告人 ← 裁判官（陪審）

## 4. 裁判における正義とは

- 1) ドラマ・物語における正義（善人）と悪（悪人）の区別
- 2) 裁判に対する一般的なイメージ＝真実に基づく公正な判断 → 正義の実現
- 3) 大岡裁き（物語）では正義（前提となる真実）はあらかじめ分かっている
- 4) 現実の裁判では「真実」そのものではなく「真実らしさ」or「手続的公正」を重視

## 5. 民事裁判における形式的真実主義

- 1) 民事裁判で問題になること＝私人対私人の紛争（トラブル）
- 2) 債務不履行：債権と債務
- 3) 不法行為  
民法 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者はこれによって生じた損害を賠償する責任を負う
- 4) 基本的に裁判所は自から証拠を探して調査することはない  
その理由 ①客観的・絶対的真実を解明し認識できる人間はいない（裁判所も同様）  
②裁判所の中立・公平性の確保の要請

## 6. 民事裁判における立証の3原則と私的自治の原則

- ①当事者間で争いのない事実は真実とみなす
- ②事実を主張する側が立証(証明)責任を負う
- ③証明の結果いずれとも言えない事実はないものとする

例：AがBに対して貸した100万円を返せという訴訟を提起

私的自治の原則：人間の法律関係（権利義務関係）は個人が自由意思に基づき自律的に形成することができ国家がこれに干渉してはならない

## 7. 刑事裁判と民事裁判の違い

- 1) 民事裁判：私人対私人（個人の権利義務関係の紛争解決）→ 形式的真実主義
- 2) 刑事裁判：国家・社会対個人（治安・秩序に対する侵害行為が問題）
  - ・犯罪（行為） ← 制裁として科される「刑罰」
  - ・何が犯罪か&それに対して科される刑罰は ← 刑法（罪刑法定主義）
  - ・犯罪の例：殺人 傷害 強盗 窃盗 不同意性交等（旧強姦）
  - ・刑罰：死刑 懲役・禁錮（拘禁刑） 罰金 拘留 科料（生命・自由・財産の剥奪）
- 3) 刑罰を科す前提としての刑事裁判（←刑事訴訟法）は形式的真実ですませない
- 4) 犯罪者を訴追するための特別の機関（公務員）＝検察庁（検察官）の公訴提起（起訴）
  - ・犯罪被害者（遺族含む）が直接加害者を処罰するとか裁判所に刑事事件を起訴することとはできない → 検察官への「告訴」「告発」 → 検察審査会への申立て

## 8. 刑事裁判における実体的真実主義と捜査手続

- 1) 被告人に対する刑罰という厳しい制裁の可能性
  - 検察官に要求される証明のレベル = 「合理的な疑いを越える証明」
  - cf. 民事裁判の「証拠の優越」
  - 「無罪推定」の原則 「疑わしきは被告人の利益に」の原則
- 2) 刑事裁判における捜査手続
  - ・検察官の高度な立証には事前の十分な証拠収集が必要 → 捜査手続
  - ・捜査＝犯人（と疑われる人）を確保し有罪を立証する証拠を収集・保全する手続
- 3) 強制処分に対する法的規制
  - ・強制処分＝逮捕・勾留 搜索・押収（差押え） 強制処分を用いる捜査＝強制捜査
  - ・強制捜査による被疑者・被告人その他の捜査対象関係者の人権侵害の危険性
  - 捜査権限を制約する原理：「強制処分法定主義」と「令状主義」
- 4) 強制処分法定主義：強制処分は予め国会で定める法律に規定すること
- 5) 令状主義：強制処分の発動に予め裁判官の発する令状を要求

## 9. 適正手続（人権保障）の重要性

- ・ 黙秘権（憲法 38 条 1 項）
- ・ 令状主義（憲法 33 条、35 条）
- ・ 弁護人依頼権（憲法 34 条）
- ・ 反対尋問権（憲法 37 条 2 項）

\* 10人の真犯人を逃すとも、1人の無辜（むこ＝無実の人）を罰するなかれ

### <参考条文（憲法）>

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 1 項 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

第 37 条 2 項 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

同 3 項 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 1 項 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

同 2 項 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。



情報社会と身近な法律問題～情報についてはいかにして保護がなされているのか～

愛知学院大学社会連携センター  
教授・弁護士 浅賀 哲

## 1 はじめに

従前は、情報の保護については法律の世界では明確に意識がなされていなかったが、情報化社会の発展とともに、裁判所の判例，立法等により情報の重要性が認識され，保護をしようとしている。

ただ，実際の社会においては，情報の取り扱いは，有体物のような財産とは異なり，管理可能性の問題が生じたり，無償等の情報もあることから，保護について曖昧となり，係争となることも少なくない。

以下，法律問題を通して，情報化社会の留意点について，考えていきたい。

## 2 法律の保護

### (1) 憲法

○ **第13条** すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。

○ 憲法の最も中核的な条文と理解されている

○ プライバシー権を保障している

○ 六法全書の六法とは，何か？

### (2) 民法

○ **宴のあと事件**

作家のM氏と出版社が損害賠償請求と謝罪広告を求められた事件

東京地方裁判所昭和39年9月28日判決

「私事をみだりに公開されないという保障が、今日のマスコミュニケーションの発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとみられるに至っていることとを合わせ考えるならば、その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益であると考えるのが正当」

### ○ 第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

### ○ プロバイダー責任制限法

インターネット上で名誉毀損や著作権・プライバシー侵害などが起きた際、被害が広がらないように、被害者が侵害情報の削除や発信者の情報開示を請求できると定めた法律である。その後、民事上・刑事上の責任を追及することとなる。

ただし、時間と費用がかかるのが課題とされている。

## (3) 刑法

○ (窃盗) 第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### ○ 東京地方裁判所昭和59年6月28日判決

新薬に関して機密資料を競争会社に渡してコピーを取らせた行為は、情報が化体された紙の窃取とした

### ○ 侮辱罪の厳罰化

インターネット上の誹謗中傷対策で「侮辱罪」の法定刑を引き上げられた。「拘留(30日未満)か科料(1万円未満)」とされていた法定刑に「1年以下の懲役・禁錮または30万円以下の罰金」を追加された。

2020年に女子プロレスラーKさん=当時(22)=が交流サイト(SNS)で中傷され命を絶ったことをめぐり、投稿者に対する科料9000円の略式命令が軽過ぎるとの批判が上がり、見直し議論が拡大したことを受けたものである。

### 3 個人情報保護法

#### ○ リクナビ事件

2019年8月、就活サイト「リクナビ」を運営する株式会社リクルートキャリアが、就職活動中の学生の内定辞退率を本人の同意なしに予測し（クッキーを使用）、有償で38社に提供していたことが報じられた。同月、個人情報保護委員会から勧告・指導を受け、9月には厚生労働省から行政指導を受けた。

#### ○ 名簿関係

##### Q 高校の同窓会名簿や自治会名簿は作成できなくなったのですか。

A 高校の同窓会名簿や自治会名簿の作成が禁止されることはありません。

ただし、個人情報データベース等を同窓会や自治会の活動に利用している場合には、個人情報保護法の適用対象となります。

そのため、同窓会名簿や自治会名簿を作成する場合には、①利用目的の特定（法第15条）、②利用目的による制限（法第16条）、③適正な取得（法第17条）、④取得に際しての利用目的の通知等（法第18条）、⑤第三者提供の制限（法第23条）等の個人情報取扱事業者としての義務を遵守する必要があります。これらの義務を遵守しているのであれば、従前と同様に名簿を作成することはできます。

なお、名簿を配布する先の会員が個人である場合には、個人情報保護法の適用はありませんが、会員に対して、名簿の紛失や転売をしないように注意喚起をすることが大切です。

○ 参考資料 自治会・同窓会向け 会員名簿を作るときの注意事項

### 4 不正競争防止法

#### ○ カップ寿司事件

はま寿司の仕入データを記載した情報ファイルを持ち出し、逮捕された。

#### ○ 第21条

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。次号に

において同じ。)又は管理侵害行為(財物の窃取,施設への侵入,不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の営業秘密保有者の管理を害する行為をいう。次号において同じ。))により,営業秘密を取得した者

## 5 著作権保護法

### ○ 漫画村事件

「漫画村」は,漫画を中心に違法コピーしたコンテンツを掲載し,無料で閲覧可能にしたいいわゆる海賊版サイトを運営していたが,2021年6月には元運営者に懲役3年,罰金1000万円,追徴金約6200万円の判決が下され確定している。

### ○ 第119条

著作権,出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者,第百十三条第二項,第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権,出版権若しくは著作隣接権(同項の規定による場合にあつては,同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。))を侵害する行為とみなされる行為を行った者,第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。)は,十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し,又はこれを併科する。

# 情報管理社会と人権

令和5年5月20日

弁護士 長谷川 知正

## 第1 情報管理社会について

### 1 情報化社会について

- ・インターネットその他の通信技術、コンピューター・AIといった情報集積・解析・活用にかかる技術の発展及びビッグデータの集積に伴い、情報が資源と等価値それ以上の価値を有するになった社会。

→人の活動、物流、金融その他経済活動等、社会における情報の重要性が肥大化。  
情報流通速度に比例し社会の変革も加速化。

- ・情報が膨大となり氾濫するリスク増大。個人の活動、経済活動その他社会における情報セキュリティの問題が顕在化。これに伴う新たな人権問題が発生。

### 2 情報化社会における情報管理の重要性について

- ・情報化社会における情報管理につき、大きく2つの側面からの問題発生

#### ① 情報セキュリティの側面

情報の外部流出及び情報混在の防止。

#### ② 情報活用の側面

情報管理の一元化による情報資源の有効活用及び情報統制。

### 3 情報化社会の「情報管理社会」への進展

- ・高度に情報化社会が進んだ結果、情報により個人及び社会活動に強く影響される社会に発展。ここでいう「情報」は、私的領域、公的領域問わず含まれ、情報管理により個人及び公すべての活動のコントロールが可能となる社会。

- ・情報管理につき治安その他秩序維持等の側面においても管理が及ぶ。防犯カメラ映像、交通系 I C カード、E T C、N システム等との連動もあり。
- ・氾濫する情報の正確性の担保のため、一定の情報の質の保持が課題化。いわゆるフェイクニュース・デマへの対応等、情報リテラシーにかかる分野にも情報管理が及ぶ。なお、A I による情報集積につき不正確な回答等の課題あり。

※情報管理社会≒監視社会。情報管理の運用によっては監視社会化のおそれあり。

## 第2 情報管理社会における人権問題に関する基本理解

### 1 人権とは何か

- ・人権は人が生まれながら有する権利。多数決原理によっても侵害してはならないもの。国家、憲法以前より人権は存在し、固有性、不可侵性、普遍性あり。
- ・人権を保障するため主権者たる国民により国家を形成。憲法を制定し人権保障を謳うとともに、国家権力を立法・行政・司法に分立させ均衡抑制させ(三権分立)人権保障を具体的に確立。憲法違反の国の行為はすべて無効として国家権力からの人権侵害を防止する構造。

→人権保障についての憲法規定は、国・地方公共団体等と国民との間で適用。憲法は、民法、刑法その他一般法規の頂点であり、私人間では、これら法解釈適用の際に憲法趣旨を考慮して憲法を間接適用。

### 2 情報管理社会において特に問題となりうる人権について

#### (1) プライバシー権

- ・憲法13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」＝「生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利」＝幸福追求権の一態様としての人格権。
- ・裁判例上、プライバシー権につき、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と定義。

→情報流出その他みだりに開示された場合に問題化。

#### (2) 自己情報コントロール権

- ・(1)と同様、憲法13条により保障を主張されている人権。他者に保有する個人情報の開示を求め、訂正や削除等を行わせる権利として定義。※裁判例上は明示的に認められていない点に注意。

→行政や企業が保有する個人情報の取扱、管理の問題が生じた際に問題化。

### (3) 表現の自由

- ・憲法21条1項に規定。あらゆる表現活動(政治的言論等含む)、報道、取材、及び知る権利といった表現に付随する権利を保障。同条2項に検閲(行政権が、思想内容等の表現物の一部または全部の発表を禁止する目的で、一般的・網羅的に、発表前に、発表を禁止すること)の禁止の規定あり。
- ・情報管理社会においては、情報リテラシーにかかる問題として具現化。例えば、SNS、動画サイト等における、違反投稿とされた見解表明削除、AIによるこれらの取捨選択等。

### (4) 財産権

- ・憲法29条1項に規定。ここでいう財産権は、個人の固有財産に加え、私有財産制含む個人財産を保障。
- ・個人の預金口座等口座及び暗証番号のほか、その他財産価値のある情報(デジタル通貨含む)の管理等において問題化。

## 第3 マイナンバーと情報管理社会の人権問題について

### 1 マイナンバーとは

- ・マイナンバー法(正式名称:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)にて規定。住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号。行政が個人情報管理のために個人の情報を紐づけするための番号であり生涯不変のもの。

→公による国民の一元的情報管理ツール。不変の番号のため、漏洩リスク大。当初マイナンバーは持ち歩かないようにとの注意がなされていたのはこのため。

- ・マイナンバーカード（ICチップ入り）は、各種行政サービス等へのマイナンバーの紐づけツール、手続利用等に関する管理を実現。カード取得は申請によるものであり、任意（マイナンバー法17条1項）。
- ・個人情報につき、マイナンバーに紐付けされた情報の一元的把握が可能。なお、マイナンバー利用に関し、利用者、第三者に損害が発生してもデジタル庁の故意重過失除き免責されるとの規約あり（マイナポータル利用規約第26条※旧23条では一切免責とされていた。）また、利用規約変更につき随時可能（マイナポータル利用規約27条。）。
- ・利用分野・事務拡大により広範な個人情報が番号にひも付けられ、データマッチングされる危険性が高まる。なお、マイナンバーに関する令和5年3月9日最高裁判所判決においても危険性についての指摘あり。なお、最高裁判決は、制度は行政運営の効率化や国民の利便性向上が目的で、社会保障や税、災害対策などに分野も限定していること、厳格な罰則含む規制があることなどから合憲と判断。

## 2 現在国会で議論されているマイナンバー法改正法案の主な内容

令和5年4月27日に衆議院通過。現在参議院にて審理中。

### (1) マイナンバー利用範囲の拡大

- ・従前、社会保障、税、災害対策に限定していた利用分野につき、国家資格等に関する事務等にも利用分野を拡大。
- ・上記に「準ずる事務」であればマイナンバーを利用可とする。また、法律上限定列挙されていた情報照会・提供が認められる機関と事務について、政令・省令で定められるようにする。

※令和5年3月9日最高裁判決の合憲の根拠であった限定を解除。国会を通さずに利用対象の拡大可、政府による個人情報照会・提供対象も拡大。情報の一元管理統制にかかる対象分野が無限定となった場合、国民の管理≒監視に繋がるリスクあり。

### (2) 公金受取口座の管理紐付け



- ・公金受取口座（年金口座等）について、名義人が不同意の回答をしない限り、国がマイナンバーとひも付けて登録する制度を創設。

※無回答＝個人口座への国がマイナンバー紐づけ同意。公金に利用している口座について一元的な把握、管理が可能。個人の私有財産、財産権にかかる問題が顕在化する可能性あり。

### （3）健康保険証との一体化

- ・健康保険証を廃止、マイナンバーカードと一体化したものを原則化。マイナンバーカードがない者へは資格証明書を申請により付与。医療情報についてマイナンバーに紐付け。行政による一元的管理が可能に。

→個人の医療情報についての一元管理及びこれを利用した感染症対策（例えばワクチン接種歴の紐付けによる行動制限等。）としての利用も現実化。

※マイナンバーカード取得は任意の申請による（マイナンバー法17条1項）との規定上の問題あり。事実上の強制？なお、病院に対する健康保険医療のためマイナンバーオンライン確認システム導入の令和5年4月1日からの義務化は違憲であるとして医師による訴訟提起あり。

## 3 情報管理に関し生じうる人権問題について

### （1）情報漏洩・混在による問題

- ・既に発生。近時では、マイナンバーの漏洩及び健康保険証と一体化したマイナンバーカードにて全くの別人の情報が登録されるなどの問題発生あり。

→外部漏出によるプライバシー及び自己情報コントロール権侵害の問題がさらに顕著化。

- ・なお、マイナンバーのシステム上、各行政機関の保管情報に対するアクセスは符号を用いて行うため、直ちに個人情報の引き出しは不可。もっとも、外部からの行政機関への不正アクセスその他情報流出とあわせ被害は拡大するおそれあり。

### （2）国による情報管理に伴う問題

- ・情報管理場所は各行政機関。もっとも、行政側は照会対象が拡大すれば芋づる式に照会し、個人の様々な情報について一元管理が可能。
- ・マイナンバーカード取得は任意＝自己責任。利用規約変更は随時可能であり、国の情報管理施策に協力するという位置づけ。任意協力による情報管理及びこれにより生じた被害について責任を負わないとする制度設計。もっとも、マイナンバーカード作成した者への給付等により、実質上のマイナンバーカード作成していない者に不利益を課す措置（健康保険負担金の差額発生その他優遇措置に伴う実質的不利益）あり。

→任意性に疑義あり。情報管理についての同意の実質的強制？

- ・公金受領口座との紐付けにつき、同意しなくても無回答の場合は紐付け。気づかない内に個人の財産把握、他の行政情報との紐付けによる問題発生のおそれあり。

※自己情報コントロール権、財産権にかかる問題発生。

### (3) マイナンバーカード機能搭載端末の拡大に伴う問題

- ・令和5年5月11日より、A n d r o i dスマートフォンへのマイナンバーカード機能内容がスタート。i P h o n eは今後対応。

→運用によっては、個人の電子決済情報、位置情報等含めマイナンバーでの管理統制が可能に。プライバシー、財産等についての国の管理統制が現実化。また、情報漏洩リスクもさらに増大するおそれあり。

### (4) SNSその他インターネット投稿等による言論等の管理

- ・マイナンバーとSNSのアカウントを連動させた場合、公の機関により個人の言動、活動状況その他政治的主義主張、交友関係、思想等に関する情報の管理が可能。
- ・現在、各種SNS、動画サイト等にて、公の見解に反する政治的、学術的な投稿につき削除される状況あり。これが公により管理されるリスクあり。

→私企業のアカウントを国が把握可能となり、表現の自由制限及び検閲等のほ

か、個人の政治的主張、思想特定等に利用されるおそれあり。

(5) 緊急事態法制下による情報管理による国民の管理に関する問題

- ・ 法的強制力の伴う行動制限等の法制度が整備された場合、マイナンバーは国民管理のためのツールとして機能。もともと、現行憲法上、個人の自由を著しく制約するような法制度は不可。
- ・ 現在、国会において議論されている、憲法改正による緊急事態条項の創設に注意。主な論点は（別紙）【憲法改正による緊急事態条項創設に関する論点（概要）】参照。
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等における場合は任意の協力要請。緊急事態条項による緊急事態発令は、憲法の停止及び緊急時の内閣による法律同様の効力のある規則制定がなされた場合、マイナンバーシステムを用いた国民統制が実現可能。例えば、マイナンバー紐付けの預金封鎖、感染症における健康条件を満たさない者についての外出禁止その他の措置等が可能に。

第4 おわりに

(別紙) 憲法改正による緊急事態条項創設に関する論点 (概要)

論点1 緊急事態の範囲

- 1 (1)大規模自然災害事態、(2)テロ・内乱事態、(3)感染症まん延状態、(4)国家有事・安全保障事態、(5)その他これらに匹敵する事態
- 2 任期満了における選挙の実施に関し、選挙困難事態(適正な選挙実施が困難な状態にあるとき)における議員任期延長措置。※いずれも例示列举。発令に際して裁量あり。

論点2 認定主体・国の関与

内閣による事態認定・国会の事前承認の有無。国会承認議決要件(過半数?3分の2以上?)。

論点3 裁判所の関与の必要性

現在は内閣・国会で判断すべきとして、裁判所の判断は不要との議論。

論点4 議員任期延長期間の上限等

延長期間は70日、半年、1年程度か、再延長可能とするか、選挙可能時は速やかに任期終了とするか等の議論あり。

論点5 前衆議院議員の身分復活

解散後に選挙困難事態に陥った際の身分復活の必要性の可否。

論点6 その他国会機能維持策について

国会開会中の閉会禁止、閉会中の即時招集、衆議院解散禁止(憲法7条等)、内閣不信任決議案(憲法69条)等の議決禁止等。

論点7 緊急政令・緊急財産処分

内閣の超法規的措置(財産の強制徴収、金融機関口座の凍結等)防止のため議論あり。

論点8 参議院の緊急集会の位置付け

憲法54条2項但書「内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。」の規定と、議員任期延長等の措置との関係の調整。

## お墓と法律（1）

- 1 今、どのような法律問題が起きているか
- 2 法律はどのような規定を置いているか
- 3 具体的な事案を考えてみたい
- 4 まとめ

.....

- 1 今、どのような法律問題が起きているか

### 1-1 「お墓」の定義の混乱

墓地、墓園、霊園（東京都）等（広義の「お墓」）

- ・名称はいろいろだが、明治 7 年墓地埋葬取締規則施行後、墓地埋葬法上の「墳墓」（狭義の「お墓」）に限定
- ・例外として、昔から存在している（自宅）敷地内墓地については、地域の特性・慣習、条例により許される場合あり

### 1-2 慰霊の形態の多様化

- ・土葬（個人墓）→火葬（家墓）家制度崩壊
  - 個別化の傾向 記念碑、造形美術的墓、御髪（おぐし）塚（DNDを残し、クローン再生を前提）
  - 集団化の傾向 合葬墓、沖縄の亀甲墓
  - 墓を 1 か所に留めない傾向→散骨、宇宙葬、完全焼骨の他←家等のしがらみからの解放
  - 墓をバーチャル（仮装）空間に留める傾向→サイバーストーン（電腦墓）  
画面に現れたお墓に花を添えたり、水をかけたりとゲーム感覚

### 1-2 霊園や納骨堂寺院の経営難で土地や建物施設が売却される

- ・墓石ごと敷地の利用権限を賃貸したり、敷地利用権を賃貸することが多いため、引き続き利用を継続できるのか
- ・利用できなくなった場合、「墓地使用料」、「納骨堂使用料」は帰ってくるのか

### 1-3 祭祀承継者が不明等、管理の放置

## 2 法律はどのような規定を置いているか

### 2-1 墓地埋葬法

昭和二十三年法律第四十八号

#### 墓地、埋葬等に関する法律

##### 第一章 総則

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

##### 第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

##### 第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

第十五条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

#### 第四章 罰則

第二十条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

### 3 具体的な事案を考えてみたい

#### [設例]

Aさんは、将来、子供に迷惑をかけたくないと思い、自分と配偶者が入るお墓を購入しようと考えている。

#### [設問]

①「お墓を買う」ということは、車を買う、家を買う、ということと同じなのか

一般的には、

- 1) お墓を建てる区画を使用する権利を取得する・・・**墓地使用权**
- 2) その区画の中にお墓（墓石）を建てる

#### 1) について

墓地の経営主体（公営・民営）と墓地使用をする権限を取得する契約を締結

公営墓地は、市町村、民営墓地は、たとえば公益法人による墓地と宗教法人による墓地があり、後者の場合には、**檀家になる必要がある墓と檀家にならなくてもよい墓**があり、それぞれ異なった契約

**注意！** 檀家になることを条件とした墓地の使用権には、墓地の使用ができる権利の他、葬儀、法要という儀式を依頼し、宗教法人を維持するため檀家（信者）として必要とされる勤め（義務）が求められている・・・権利・義務は包括的、広範 墓地使用権はその一部（最近では規則や約款が作成されていることが多い）

**公営墓地** 経営母体は経済的に安定、比較的低額 倍率が高いか 規則厳格、交通の便がよいか、水場は近いか、現地に足を運び確認

**民営墓地** 経営母体の見極めが重要、檀家となる場合、負担が大きい、価格、場所等選択可能 便利な場所は高いか、墓石購入が条件のところもある、契約書をよく確認、事前に現地確認、住職等と面談し話を聞き、檀家としての務めの内容を確認する等

② 墓地を登記したいのだけど・・・

★**墓地使用权**・・・使用者は、購入区画を墓地として使用する目的の範囲内において、自由にかつ独占的・排他的に利用可能、相続もでき半永久的に使用（土地所有権に準じた権利：民法 206 条）、しかし、お墓の土地（区画）は登記ができない！

→**墓地使用权の法的性質**・・・**裁判例 1**

（所有権の内容）

第 206 条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

（不動産に関する物権の変動の対抗要件）

第 177 条 **不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。**

**登記方法は、現時点ではない！⇒慣習による明認方法とは**・・・**裁判例 2**

③購入した墓地に抵当権が設定されていた！

土地であることに違いないため、墓地経営者は担保（抵当権）設定することは可能  
仮に、抵当権実行（債務者が債務を弁済できない場合）された場合、競売手続きへ  
→競落人は、「土地を購入した、墓石と遺骨等を撤去せよ」と言えるか・・・競売時に競落しようとする人は、現地を確認し、墓石、遺骨の存在を認識することが可能。墓地使用权（墓地の永久性、固定性という社会通念に裏付けられた物権に準ずる性質）の存在が認識可能であるため、「墓石等を撤去せよ」（物権的妨害排除請求等）をの主張は、権利濫用（民法 1 条 3 項）で認められない可能性あり 墓地使用权は競落人に対抗かのうか

4 お墓をめぐる裁判例

◆福岡高判昭和 59 年 6 月 18 日判例タイムズ 535 号 218 頁

墓地使用权は、墳墓所有のための権利であってその墳墓は官庁の許可によって特設された墓地内においてのみ設定されるものであるから、墳墓は容易に他に移動せしめ得ない施設であり、しかもその施設は特殊の標示物によって公示される関係上、墓地使用权に固定性を認めるのが合目的であり、加えて、墳墓の所有権は、旧民法時代においては家督相続人に、現行民法のもとにおいては祖先の祭祀を主宰する者に代々相続され、相続人が断絶して無縁とならない限り殆んど永久的に承継され、かつ死者に対する宗教的礼拝の対象となるべき特殊の財産であるから、その墳墓を安置する土地の使用权には永久性が生ずる。



このように、墓地使用权とは、墳墓の所有者が、その所有目的を達するために、他人の土地を固定的、永久的、かつ、支配的に使用する物権的権利であり、民法施行前から慣習法上認められ、それが民法施行後もそのまま民法施行法三七条に定める登記を経ることなく同一内容をもって依然社会の慣行上認められてきているものである。

したがって、物権的権利である墓地使用权には、物権的妨害排除請求権が認められる。

◆東京地判平成20年9月29日 [Lex/DBL06332423]

墓地使用权の取得を表示する立札を墓地に設置したとしても、その後使用权者が当該土地を墳墓として使用するために墓石を設置した場合には、立札は取り除かれるのが通常であるから、そのような立札は墓石設置までの暫定的なものにすぎない。また、墓地上に設置された立札は、風雨等の自然現象により外れたり、第三者が比較的容易に撤去したり差し替えたりすることができ、場合によっては、同一の墓地に権利を主張する複数人が併存的に立札を設置するような事態も起こり得るが、そのような場合には優先関係を公示することが困難である。このような立札の公示方法としての暫定性や不完全性に鑑みれば、墓地上に立札を設置しても、排他的支配性を有する物権的権利である墓地使用权の法律上の対抗要件とは認められず、設置者が事実上の公示機能を期待して設置したものにすぎないというべきである。他方、使用权者の墳墓に埋葬された先祖等の名称が記載された墓石は、墓地使用权の安定的かつ明確な公示方法として、宗旨宗派を問わず、民法施行前から現在に至るまで社会慣習上広く受け入れられてきたといえる。以上によれば、墓地使用权取得の対抗要件は使用权者の先祖等の名称が記載された**墓石**というべき

#### 4 まとめ

- 1 墓地を購入する際には、「墓地使用权」のみを購入するのか、檀家になるのか契約関係をはっきりと確認する
- 2 霊園の経済状況等をあらかじめ調べ、直接、説明を受ける等し、必ず現地へ訪れて確認すること
- 3 将来、家族が祭祀を承継する可能性があるか、弔う側の事情も考慮しておくこと
- 4 祭祀承継は生前の関係性が反映される。現在の人的、法的関係性を整えておくこと  
等

掲載日 2017年11月29日 日本経済新聞夕刊 011ページ

葬儀のスタイルは多様化し、家族葬の割合が増えている

- 一般葬**  
150万～200万円  
関係者に周知する。通夜と葬儀・告別式で2日間
- 家族葬**  
130万～80万円  
家族など身内中心。内容は一般葬と同じ
- 直葬(ちよくそう)**  
120万～30万円  
葬儀をせずに火葬する

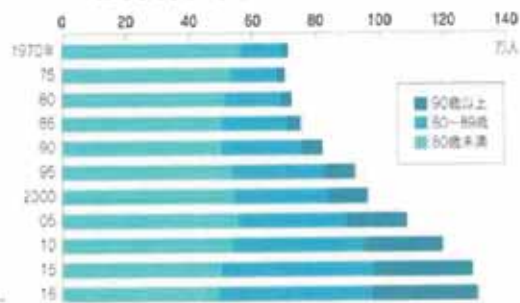
カッコ内は費用の目安

一般葬の割合は減少、葬儀の多様化



(注)葬儀料高の全国調査(2017年)を基に作成。※1日葬は通夜もせず葬儀・告別式のみ

亡くなる人のうち90歳以上は4人に1人



(出所)厚生労働省「人口動態統計」

主なお墓の形態



<b>一般墓</b> (従来のお墓)	新たに土地を取得して建てると100万～300万円。墓石と工事が必要な分、費用はかさむ
<b>永代供養墓</b> (共同墓)	他人と共同で入る。遺骨が溢るる合葬が基本で1人10万円くらいから、一定期間個別に葬り、その後合葬するタイプも
<b>樹木葬のお墓</b>	お墓を樹木代わりにしたり、木々を植えた墓地に納骨したりする。1人分が10万～60万円が多い
<b>納骨堂</b>	大半が壁内にあり天候を気にせず葬祭できる。都心部では自動搬送式が増加。20万～100万円が一般的





# 大阪・納骨堂許可取り消し訴訟

## 最高裁、住民の原告適格認定

大阪市淀川区で新設されたビル型の納骨堂をめぐる、市が出した経営許可の是非を周辺住民が裁判で争えるかが問われた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷（林道開裁判長）は9日、「周辺住民には裁判で争える『原告適格』がある」との判断を示した。裁判官5人の全員一致の結論。

納骨堂をめぐる裁判に詳しい大阪大の野呂充教授（行政法）の話。判決は直接的には大阪市の事例についての判断だが、他の事例でも近隣住民の原告適格が認められる余地が広がったと言える。永続性などに懸念のある納骨堂もある中、判決の意義は大きい。自治体は、経営許可を出すにあたって周辺の生活環境を害さないか、より丁寧な判断が求められる。

個別意見が、原告適格の判断にいたずらに年数を費やすべきではないと言及した点も、紛争解決の迅速化につながるもので、大いに評価できる。

## 地裁に審理差し戻し

今後、市の許可が妥当だったかどうかを、大阪地裁が改めて審理する。納骨堂の経営には、墓地埋葬法に基づき、知事や市長らの許可が必要だ。今回の訴訟は、納骨堂から100メートル以内に住

む住民らが2017年に起こし、「経営する宗教法人の活動実績は乏しいのに、市は精査せずに許可を出した」と訴え、取り消しを求めた。同種訴訟では、「許可は公益的見地から行わ

れ、個別の住民の利益を保護していない」として周辺住民の原告適格を否定する最高裁判例がある。大阪地裁は住民の訴えを却下したが、大阪高裁は一転して原告適格を認め、審理を地裁に差し戻す判決を出した。

第三小法廷は、二審と同様、経営許可に関する市の規定に「人家からお

おむね300メートル以内にある時は許可しないが、付近の生活環境を著しく損なうおそれがない場合には許可できる」とある点に注目。「住民が平穩に日常生活を送る利益を保護する趣旨だ」と述べ、住民には裁判で争う利益があると判断した。

宇賀克也裁判官は個別意見で「訴訟の入り口である原告適格の判断を数年争うのは非生産的。簡明な方法で判定すべきだ」と指摘。林裁判官も、04年の行政事件訴訟法改正が原告適格を認める範囲を拡大したことも踏まえ、「裁判所は限度を超えた主張が漫然と継続されないよう十分留意すべきだ」と述べた。

（遠藤隆史）

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。



# 「墓じまい」トラブル 回避するには

## 実家近くの住職「改葬は認めない」 説得続け離壇料など計100万円

近くに住む親類がいなかった田中真由美の管理が難しくなり、遺骨を墓から納骨堂などに移す「改葬」が増えている。ただ、元のお墓がある寺に反対されたり、懸案を離れる費用として高額な「離壇料」を請求されたりするケースも。スムーズに進めるにはどうしたらいいのか。専門家にポイントを聞いた。

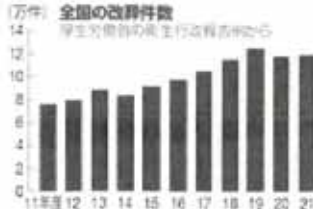
（山田貴史）

神奈川県内に住む会社員の男性（40代）は、実家の「福地」に頭を悩ませてきた。「墓じまい」をしたいと伝えた。すると、懸案外の言葉が返ってきた。

数年前に亡くなった父は生前、岩手県内にある自分の実家の墓を、自分が住む首都圏に移さんと手紙を書き添えていた。当時は千葉県内の住んでおり、今後の墓移りの負担を減らし、東京・森家の納骨堂のお墓を購入した。お参りするスペースに余裕が確保されて「自衛隊式」のものである。

だが、その直前、父は急逝。森家の墓に入った。男性が手紙を動かさず「お参りしたい」と思っていた。お参りしたいと伝えてきた。お参りしたいと伝えてきた。お参りしたいと伝えてきた。

「改葬は認めない」といって、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。



### 墓じまいのポイント

- ・事前に親戚や家族に理解を求める
- ・まずは親戚に墓を継いでもらえないか相談。意向次第では分骨も
- ・寺には、墓を管理できない事情を丁寧に伝える



「改葬は認めない」といって、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。

## 親戚に相談 寺へは普段から説明を

「改葬は認めない」といって、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。

「改葬は認めない」といって、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。

「改葬は認めない」といって、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。

「改葬は認めない」といって、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。

## 増省・管理が困難 都市部に移す人増加か

「改葬は認めない」といって、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。寺へは普段から説明を繰り返して、岩手の親戚に相談。

朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

# 近隣の様々なトラブル問題に関する法的対応について

令和5年6月3日

愛知学院大学特別教授

弁護士 國田 武二郎

## 第1問 隣地のビル建設で騒音や振動が酷い

### 1 騒音規制法と振動規制法

ビルディングなど構築物の建設工事で、法的な建築規制をクリアしていたとしても、現場に近接して住む住民の日常生活を妨害するような状況を起こしているようなときには、**損害賠償を請求したり、生活妨害のもととなる騒音や振動の差止め請求をすることができます。**

損害賠償や差止め請求で訴えの基礎となるのは、騒音規制法、振動規制法という法律です。

騒音規制法と振動規制法では、都道府県知事が規制地域を指定し、建設作業の騒音などについて守らなければならない規制基準については環境庁長官（振動については総理府令）で定めることになっています（騒音規制法3条、15条）。

### 2 改善命令と工事禁止の仮処分申立て

他人から迷惑を受けずに、平和で快適な生活を営む権利は法的に保護されています（憲法13条）。

建設現場で、はなはだしい騒音を立てたり、激しい振動を発生させたり、夜遅くまで工事をしたり、休日も作業をしたりして人の生活を妨害する行為は、法的に禁じられたり、規制を受けます。

しかし、人間が社会生活や社会活動をする上では、ある程度の騒音や振動の発生はやむを得ません。

ある程度やむを得ない、つまり、我慢すべきもの、これを法律では「**受忍限度**」とっています。

この受忍限度を超えたものが、騒音規制法、振動規制法、都道府県の公害防止条例などの対象となってくるのです。

施工中の建設業者が、騒音や振動にかかわる法律に違反していた場合、被害を受けた人は、**都道府県知事に対して改善命令の申立て**をすることができます。

また、裁判所に、建設工事の禁止を訴えの内容として、仮処分を申し立てることもできます。

仮処分の申立てに対し、裁判所は、被害の救済をはかる緊急性、必要性があると判断すると、工事禁止の仮処分命令をくだします。

裁判所は、毎日の工事の時間帯、工事状況での法律違反の程度、騒音、振動の直接的被害実態などに基づいて裁定します。

### 3 損害賠償請求の内容

建設工事において、受忍限度を超えて騒音、振動を発生させられたときは、不法行為であるとして、損害賠償を請求することができます。

損害賠償請求の内容としては、建設工事によって被った精神的な苦痛、健康上の被害に対する慰謝料の請求が主体となります。

健康上の被害のときには、治療費の請求もできます。

また、振動による門や塀、家屋などの損傷についても請求の対象とすることができます。

騒音、振動の損害賠償請求は、損害のよくわかる物質的なものについては容易ですが、慰謝料請求については、データをよく揃えなくてはなりません。

※ 相談のときに持参すると便利なもの

公図、周辺詳細図、工事協定書、騒音測定記録・振動測定記録（各都道府県の公害課に測定依頼）、建設ビルの設計図面など

※ 弁護士が知りたいこと

建設ビルの概要、騒音や振動を引き起こしている時間や時間帯、日祭日も工事を続けているのかどうか、騒音振動による被害の状況など。

## 第2問 スナックのカラオケが深夜もうるさい

### 1 深夜騒音の規制

夜、酒を飲んでの遊びとなると、カラオケのあるスナックでストレス発散となることも多いようです。

騒いで遊んでいる人はいいいですが、同じ建物に住んでいる人や、隣近所に住んでいる人にとっては、カラオケ騒音が深夜まで及んだりすると、迷惑な話です。

スナックのカラオケ騒音なども含めて、深夜騒音については、各都道府県では、独自の公害防止条例で規制基準を定めています。

この条例は、騒音規制法に基づいて定められており、騒音規制法では、第28条（深夜騒音等の規制）で次のように規定しています。

「飲食店営業等にかかわる深夜における騒音…等の規制については、地方公共団体が、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは…営



業時間を制限すること等により必要な措置を講ずるようにしなければならない」

## 2 東京都の公害防止条例

東京都の公害防止条例では、まず、何人も規制基準を超える騒音の発生をさせてはならないと定めています。

スナックなどの深夜営業店でのカラオケ装置などの扱いに関しては午後11時半から翌日の午前6時までは、音響機器の使用を禁止しています。

この条例に違反した行為をすると、営業の停止命令が出されたり、罰金が科せられたりすることになってしまいます。

また、スナックなどのカラオケ騒音は、風俗営業等規制法（風営法）の規制対象にもなっています。

風営法に違反すると、スナックなど深夜営業者は、営業停止などの処分を受けることもあります。

カラオケ騒音は、このように最終的には厳しい処分を加えられることもあるわけです。

## 3 騒音測定の結果で警告

カラオケなどの深夜騒音、近隣騒音はまず、当事者間の話合いで解決を試みることです。

スナックなどの営業者に対しカラオケ騒音の防音対策をやらしてもらえないかとか、カラオケ使用時間を短くしてもらえないかと申し入れます。

このような申し入れをしたのにもかかわらず、全然取り合ってくれないときは、次の行動、すなわち市役所、区役所など行政の公害担当課に、カラオケ騒音被害について処理してもらえるよう申立てをします。大抵、役所の公害担当課は、申立てに沿って、騒音計を用いて騒音測定をします・

騒音測定をした結果、条例の規制基準をオーバーしていれば、条例の違反行為はやめるよう警告を発してくれるはずで

※相談するときには持参すると便利なもの

建物の所在場所と近隣周辺図、建物の構造図、建物の外観撮影写真、内部撮影写真など

※弁護士が知りたいこと

建物のある場所が商業地域か住居地域か、スナックの営業時間、騒音の程度、騒音のひどすぎる時間帯、騒音被害の実情など

## 第3問 隣地にマンションが建って、日照権が阻害された

### 1 日照権と建築基準法

日の光を浴びることや、風通しの良い場所に居住することは、人間が心身

ともに快適な生活を送るために必要な条件です。

日照を受けることのできる生活上の利益は、「日照権」といわれ、社会的にも認知され、定着しています。

ただし、法律的にみると、「日照権」は法理論と判例によって成立した権利で、法律の条文の中に「日照権」という言葉はありません。

しかし、この「日照権」を守っていくために、建築基準法によってさまざまな規則が設けられています。

建物を建てるときには、建築場所の用途に従って、

- ①日影規則
- ②隣地斜線制限
- ③北側斜線制限

などの規則が設けられています。

そして、建築物は、そのような制限に違反することなく、適合しているかどうかについて、事前に審査を受けなければならないことになっています。

## 2 日照権の判断要素

人が生活の拠点とする建物などにおいて、日照、通風などの恵みを受けることは、快適な生活環境を維持するために必要不可欠な生活条件であり、生活利益ともなるものです。

日照という快適な生活環境を、第三者の建築物によって阻害されることは、好まない居住環境を確保していた人への侵害行為であり、生活利益の侵害ともなります。両行な生活環境を守っていくために日照権は、極めて大事なものです。

「日照権」の判定には、次のように様々な要素がからんできます。

- ① 今までの日照の状況
- ② 高い建築物による日照侵害の程度
- ③ 建築基準法違反の有無
- ④ 日照被害回避の可能性
- ⑤ 構想建築物の用途、階数
- ⑥ 施主側と日照に関する交渉プロセス

日照権は、これらの要素を含めた上で、総合的に判断していきます。

そして、日照への侵害が、社会生活上、一般に我慢すべき限度を超えている、すなわち「受忍限度」を超えていると判断されたときには、建築工事の差止め処分が認められたり、損害賠償請求が認められたりします。

## 3 自治体の日照条件

建築基準法は、56条の2で、日影による中高層の建築物の制限を規定しています。

- ① 第一種・第二種低層住居専用地域
- ② 第一種・第二種中高層住居専用地域
- ③ 第一種・第二種・準住居地域・近隣商業地域または準工業地域
- ④ 用途地域の指定のない区域

これら四地域ごとに制限を受ける建物と日影時間を決めています。

日影時間は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで（北海道では午前9時から午後3時まで）において、定められた平均地盤面からを測定基準として定められています。

各都道府県は、この条項を踏まえて日照条例を制定しています。

東京都は、昭和53年に施行した日照条例の趣旨として次のように定めています。「建築物による日照、通風、採光、天空の妨害、騒音、風害、電波障害、プライバシー侵害、圧迫感、その他一切の住環境の侵害を防止し、都民の快適で安全な住環境の確保を目的とする」

※相談するときには持参すると便利なもの

マンションの建設場所を示す公図、マンションのある地形図、そのマンションの日照図、マンションの近隣の状況が明白にわかる撮影写真など

※弁護士が知りたいこと

マンション建設による日照阻害の状況、マンション建設の際の施主側との交渉内容と経過など

## 第4問 隣家と境界争いをしている

### 1 土地投機制度と境界

土地は、すべて地番区域が定められ一筆、つまり一区画ごとに地番が付いています（不動産登記法79条）。

また、土地の一筆、一区画ごとに一登記用紙を備えることになっています（不動産登記法15条）。

この土地登記制度によって、土地は、一筆、一区画ごとに所在、地番などが特定されているわけです。

そして、ある地番を付けられた土地と、それに隣接する別の地番を付けられた土地とを区別する公法上の線を「公法上の境界」といっています。

境界とは、土地の「地番」と「地番」の境目のことをいっているのです。

また、土地は、私人の所有権つまり私有権の対象ともなっていますので、私有権の及んでいる範囲を画然とさせるものとして、「私法上の境界」というものもあります。

境界は、国の作成している土地登記簿や公図によって、公的に設定された公法上の区分線でもあります。

## 2 「私法上の境界」と「公法上の境界」

境界は、一筆、一区画ごとに地番が定められたときから、固定されていますので、分筆や合筆でもしない限り移動するということはありません。

したがって、私人間で、境界を自由に決めたり、変えてしまったりすることは法的にも許されていません。

境界をめぐる紛争が起きたとき、境界判定のための重要な資料となるのは次のようなものです。

- ① 公図をはじめとする地図
- ② 土地の売買契約書
- ③ 土地の実測図
- ④ 境界石、境界木などの境界標識
- ⑤ 境界付近の土地の利用状況
- ⑥ 公簿面積と実測面積の差異

このような資料をもとにして話し合いを進めてみても、当事者間の合意に達しないときは、裁判の場で解決をはかっていくほかありません。

隣家との境界をめぐる争いではあるが、私法上の境界でもあり、どちらが正しいかを決めたいだけであって、あまり激しくは争いたくない場合には、簡易裁判所に対して、調停の申立てをして、双方の話し合いによる解決をはかっていくという方法をとります。

調停の場における話し合いでも合意が得られなかったり、もともと、調停では解決が得られるわけがないと思われる場合は、地方裁判所に対して訴訟の申立てをするほかありません。

「私法上の境界」を対象とするものが「所有権確認訴訟」といわれるものである場合、こういった訴訟では、裁判所は申立人の土地に対して、所有権が及ぶとする範囲に関して、その主張が合理的理由があるかないかを判断していきます。

「所有権確認訴訟」の申立てに根拠がないとされたときには、請求棄却となつて、境界がはっきりしないまま終わってしまうということもありえます。

「公法上の境界」が不分明であるときは、地方裁判所に対して、「境界確定訴訟」を起こします。

この訴訟では、「公法上の境界」が対象となります。

裁判所は、公図、土地の測量図などを確認下うえて「公法上の境界」を確定していきます。

※相談するときには持参すると便利なもの

問題となっている土地の公図、測量図、撮影写真、登記簿謄本など

※弁護士が知りたいこと

紛争となった土地の所在場所、隣家の主張している事柄、当事者双方の主張の相違点、隣家との交渉の状況など

## 第5問 隣地の犬と猫の鳴き声や悪臭に困っている

### 1 動物の占有者の責任

犬や猫などの動物に対する気持ちは、大好きな人、無関心な人、大嫌いな人という具合にさまざまです。

したがって、動物を飼うときには、近隣との社会生活や周辺環境のことも十分頭に入れておく必要があります。

民法718条(動物の占有者の責任)では、次のように規定されています。「動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。但し、動物の種類及び性質に従い、相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。」

動物を飼っている人は、飼っている動物がほかの人に害を加えたときは、損害賠償しなければならないわけですが。

この民法718条の法文を踏まえて、全国30以上の都道府県で、動物飼育条例、ペットに関する条例というものを制定しています。

### 2 動物を飼う場合の心得

東京都の「動物保護および管理に関する条例」では、動物を飼う場合の心得として「動物の所有者および占有者は、その動物を適正に飼育し…人に迷惑を及ぼさないように努めなければならない」としています。

また、犬及び猫の飼育・保管に関する基準として「犬又は猫の本能、習性、生理を理解し…生活環境を害することのないよう責任をもって飼育に努めなければならない」としています。

犬や猫を飼っている人は、犬や猫が隣人をはじめとする他人を困惑させたり、生活環境を乱すようなことのないよう、十二分に注意を払っていただかなければならないとしているのです。

そうすることが、動物の飼主の義務であり、責任でもあるのだとしているわけですが。

### 3 京都地裁の判決では

飼犬の鳴き声の騒音と糞便からくる悪臭が、生活利益を侵害したとして、損害賠償を求めた訴えに対して、京都地裁は、平成3年1月14日慰謝料の支払いを認容する、との判決を出しています。その判決の要旨として次のことが述べられています。

「一般家庭における飼犬の騒音(鳴き声)または悪臭による近隣者に対する生活利益の侵害については、健全な社会通念に照らし、侵害の程度が一般人

の受忍限度を超える場合に違法となる。

飼犬は、防犯目的の必要性が特に顕著な場合を除き、副次的に防犯目的があっても生活必需性は薄い場合が多いから、受忍限度を狭く解決すべき要素がある反面、近隣の人々の立場、お互いさまという関係から、寛容、円滑な人間関係のために、受忍限度を広く解釈すべき要素もある。

本件では、甲は鳴き声による騒音、糞の放置による悪臭、蠅の発生、の解消に真摯な努力をしておらず、飼育上の違法行為により、受忍限度を超える侵害を乙に与えた」

動物を飼うことによって、隣人に肉体的、精神的侵害を与えてはならないとされているわけです。

※相談するときには持参すると便利なもの

自家の建物構造図、自家・隣家を中心とした付近の建物配置図、隣家の犬と猫の飼育の状況を示す撮影写真など。

※弁護士が知りたいこと

隣家で飼育している犬の数と猫の数、犬と猫の鳴き声のうるささの程度、鳴き声のうるさい時間帯、鳴き声のうるさい時期、犬と猫の悪臭の程度、隣家の犬猫の飼育の仕方、隣家の間取りの状況など

## 第6問 隣地の私道が通れなくなりそうなとき

### 1 私道所有者への規制

国や地方自治体が所有している道路を公道といい、私人が所有権をもっている道路を私道といいます。

私道は、私人が所有して土地を通行用の道として利用しているに過ぎませんから、私道を廃止したり、私道を他の用途に変更したりするのも私人の自由です。しかし、私人の所有している道路に他の権利が存在しているような場合には、私道所有者の自由は制限されてきます。

そのようなときは、私道所有者の自由な意思だけで、私道の廃止、用途の変更などができなくなってしまいます。

私道所有者が自由に廃止、変更のできないケースとして次のようなことが考えられます。

- ① その私道の利用者に囲繞地（いにょうち）通行権や通行地役権があるとされる場合
- ② 私道利用者に慣習上の通行権があるとされる場合
- ③ 私道の廃止は私道所有者の権利の濫用だとされた場合
- ④ 私道が位置指定道路（建築基準法42条1項5号により所轄の行政庁からその位置の指定を受けた道路）であった場合

## 2 私道の通行権

私有道路、私道の通行権が私道所有者以外にもあるとされるものに、①囲繞地通行権、②通行地役権、③私道の賃貸借契約による通行権の3つがあります。

①の囲繞地通行権は、別名袋地通行権ともいわれています。袋地とは、周囲が他者の土地に囲まれていて、他人の土地を通らなければ公道に出て行くことのできない土地のことをいいます。

袋地となっている土地建物の所有者は、隣地の私道であってもどうしても通行しなければなりません。

民法210条（囲繞地通行権）では、「他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。」としています。

法律では、このように袋地の所有者は他人の私道を無償で通用してもよいとして権利を保障しています。

②の通行地役権とは、当事者の契約に基づき、一方に他方の私道を通行させることを認めるものです。

③の私道の賃貸借契約による通行権は、私道の所有者に通行使用料として償金を支払っていくものです。

民法上の通行権、契約上の通行権を有している場合に私道の通行権を妨害されたときには、私道所有者を相手に通行権を侵害されたとして、裁判所に通行権の妨害排除の請求をすることができます。

## 3 通行妨害の排除

民法上の通行権や契約上の通行権を有していなくて、私道所有者の好意で通行していたとか、その通行を私道所有者が黙認していただけという場合には、私道所有者に通行妨害の排除を訴えることはできません。

しかし、その私道が建築基準法で定められた位置指定道路となっている場合は、位置指定道路は公道と同様なかたちで利用できることになっていますので、私道通行妨害排除の請求をすることができます。

※相談するときに持参すると便利なもの

公図、土地登記簿謄本、敷地形状図面、道路形状図面、隣地私道所有者との契約文書など

※弁護士が知りたいこと

私道と敷地の関係が今までどのようなになっていたのか、私道通行について契約や約束ごとをしていたのかどうか、私道の通行をし始めたのはいつ頃か、また、これに対する隣人の対応はどうだったか など

## 第7問 水道管、下水道を引くため隣地を使いたいのだが

### 1 隣地所有者の承諾

住宅などを建築するにあたって、上下水道管、などを埋設しなければならない場合、公道を利用して上下水道管なりを本管につなぐという方法をとるのが通常のやり方です。

しかし、建物の敷地が袋地になっている土地などで、上下水道管を公道の本管に通すためには、隣人所有の土地をどうしても利用させてもらわなければならないとき、あるいは袋地ではないが、公道の本管を通すためには、はなはだしく長く迂回しなければならないときには、まず、隣地所有者に事情をよく説明して承諾を得られるように努めます。

承諾を得る方法としては上下水道埋設のため、隣地の土地所有者に対し土地使用のための賃貸借契約を結ぶ方法があります。

ところで、上下水道と一口に言っても、上水道と下水道では、法的に扱いの違いがあります。市町村など自治体の管理する公共下水道の排水設備については、下水道法に明文の規定があります。

### 2 下水道法と明文規定のない上水道

下水道法の規定では、公共下水道の借用が開始されたとき、排水区域内にある土地の所有者は、原則としてその土地の下水を公共下水道に流入させるための排水管等の排水設備を設置しなければなりません。

その際、他人の土地を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難な場合には、他人の土地に排水設備を埋設させることができます。

このときには、他人の土地にとって最も損害の少ない位置及び方法をとらなければなりません。

そして、埋設工事による他人の土地の使用によって相手に損害を与えた場合には、補償金を支払わなければなりません（下水道法10条1項、11条1項、11条4項）

一方、上水道については、水道管敷設についての明文の規定はありません。民法その他にも、生活権として上水道管を敷設する権利を認めている法律は存在していません。

しかし、法律に規定がないからといっても、土地が袋地にあつて、隣接地を利用させてもらわなければならないといった場合、あるいは水道管を公道につなぐまでが、現在の工事技術をもってしても非常に難しい場合、または技術的に工事ができるとしても、膨大なコストがかかってしまいような場合などもあります。

こうした場合に、隣地の土地所有者が承諾しないとしたら、他の法律を援用してでも承諾の要求をしなければなりません。援用できる法律としては次



のものがああります。

- ① 隣地土地相互間の土地利用の調整を目的とする民法の相隣関係規定（民法210条の囲繞地通行権など）
- ② 下水道法11条の規定の類推適用
- ③ 民法の権利濫用の規定（民法3条3項）

これらの規定を考慮に入れながら、水道管の敷設権を隣地土地所有者に対して請求します。

請求の方法としては、裁判所に対して、供水工事申請の承諾請求あるいは工事の妨害排除請求として申し立てます。

※相談するとき持参すると便利なもの

上水道管の設置予定図面、下水道管の設置予定図面、周辺公図、隣地との関係を示す図面、当事者の土地登記簿謄本

※弁護士が知りたいこと

上水道管の埋設方法、下水道管の埋設方法、隣地土地所有者との交渉状況、隣地土地所有者への考えられる被害等

## 第8問 建設工事で隣地に立ち入らなければならない

### 1 隣地立ち入り使用権

隣家との土地の境界、あるいはその間近な場所で、塀や垣根、外壁を造ったり、修理したりするためには、足場を組む必要があることがあります。

そういうとき、隣の敷地を使いたくとも、隣地が全く使えないとしたら、不便この上なく、ことによったら工事不能ということになってしまいます。

法律では、このような場合、必要な範囲において、隣地の使用を請求することができるかと規定しています。

民法209条1項の隣地使用権の項で、築造、修繕のための立ち入りの権利を認めているわけです。この規定は、お互いに隣接する土地は、双方で十分に有効に利用することができるようにすべきである、という法の考えに基づいています。

また、民法209条4項では、隣地土地所有者が、この立ち入りの建築工事によってなんらかの損害を受けたときは、賠償金を請求することができるとしています。

### 2 使用請求通知の仕方

建築工事を行うにあたって、隣地の敷地に立ち入る必要があるときには、まず、隣地の土地所有者に対して、事前に土地使用の請求通知をします。但し、予め通知することが困難な時は、使用を開始した後、通知することをもてたりします。請求通知には、使用目的、使用範囲、使用期限などを明確に

記載します（209条3項）。

建築工事にもなう隣地の土地使用は、建物の建築に必要とされる範囲だけと限定されています。

具体的に必要な範囲とは、

- ①建築工事の規模
- ②その工事の社会的価値
- ③その工事の緊急性
- ④隣地の土地使用状況
- ⑤工事によって隣家の受ける損害の性質と程度など

これらの諸事情を考慮に入れて決めていくべきものとされています。

### 3 隣地土地所有者が承諾しないとき

建築工事にあたって、工事の都合上、隣地の使用を請求しているのに、隣地の土地所有者が、承諾できないと言ってきた場合には、どういった対処の仕方があるのでしょうか。

このような場合、隣地土地所有者に土地使用請求の通知をただけでも、建築工事のためなら使用できるとの見方もあります。

しかし、普通は、あくまで隣地土地所有者の承諾を必要とすると考えられています。

隣地土地所有者が、どうしても土地使用を承諾しないときは、承諾を求める訴訟を裁判所に提起しなければなりません。

裁判所への訴えを起こすにあたっては、隣地土地使用が緊急の必要性に迫られているときは、仮処分請求を出します。仮処分命令が得られさえすれば、すぐ隣地の土地使用をすることができます。この場合には、隣地土地所有者が被るかもしれない損害の担保として、保証金の供託を必要とします。

仮処分の方法によらないときは、民法209条の隣地使用権に基づいた訴訟を起こし、勝訴の確定判決ののち、隣地土地の使用ができるということになります。

※相談のときに持参すると便利なもの

隣地の所在を示す図面及び公図、建設地及び隣地の土地の登記簿謄本、建築工事図面など

※弁護士が知りたいこと

建築工事の規模と概要、工事の社会的価値、工事の緊急性、隣地の土地使用状況、工事によって隣家の受ける損害の性質と程度など。

## 第9 竹木の枝の切除及び根の切取り

Q:隣の家の木の枝が伸びてきた場合の切除について、本年4月から法律が変わったと聞きましたが、どの様になったのですか。我が家の庭にも、隣家の枝の葉っぱが落ちてきて掃除などで大変です。切って欲しいと思っているのですが・・・。

A:この問題について、2023年4月1日以前の民法は、「**隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができる**」と規定していました。したがって、勝手に枝を切ることはできず、「枝を切って下さい」と申入れて、相手方が任意に応じない場合は、相手の費用で枝を切り取ってもらうことを裁判所に申し立て、判決をもらい強制的に取り除いてもらうしかありませんでした。しかし、裁判を起こしてのことですから手間や費用がかかりますね。このため、相手の善意に頼るか、泣き寝入りするしかないというのが実情でした。

そこで、今回の法律改正（民法233条3項）で、「**竹木の所有者に枝を切るよう催告したにもかかわらず、相当の期間内に切除しないときは、枝を切り取ることができる**」と改正されました。ですから、訴訟を起こす手間や費用はかからなくなりました。この場合、相当の期間とは、**催告から概ね14日間程度をいいます**。問題は、「催告」の仕方ですが、通常は、電話や直接隣の家に行って「切ってください」という口頭の申入れですが、口頭の場合、話し方いかんでは、感情的になって喧嘩になったり、あるいは、「そんなことは聞いていない。」等と言われる可能性もあります。ですから、一番確実な方法は、内容証明郵便あるいは書留等で「切って欲しい」と書いた手紙などを送ることですが、それが面倒ならば、第3者を連れて催告に行った方がいいと思います。なお、隣地が共有地である場合、共有者全員に催告する必要があります。

さらに:改正法は①「**竹木の所有者を知ることが出来ず、又はその所在を知ることができないとき**」また②「**急迫の事情があるとき**」は、催告しなくても、切り取ることができると規定しました。この規定は改正前になかった新たな規定です。①の場合は、相手が分からないのですから、催告のしようがありませんでした。ですから、隣が空き家の場合などには、困っていたのですが、今回、**新設規定でその不便が解消されました**。②の場合、たとえば、大雨や台風が接近してきくような場合で、枝を切らなければ、折れて損害をうけるという場合などは、催告して相当な期間を待っていたのでは、間に合いませんから、切り取ることが出来るということです。助かりますね。なお、切除の費用負担については、規定はありませんが、竹木の所有者は、他人の土地に枝が侵入しているのですから、枝を切除する義務があります。それを隣地の所有者が枝を切り取ってあげたのですから、切り取る費用は、竹木の所有者に請求できます。

次に、**隣家から木の根が伸びてきた場合ですが**、根については、改正前も改正後も法律は「**隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる**」と規定しています。つまり、隣地の所有者が自由に根を切り取ることができます。したがって、隣地の竹林から「筍」が出てきた場合は、「根」なので、その筍が掘り起こして、取ることができます。因みに、

越境した枝については、切り取った枝は隣地の所有者がその所有権を取得し、その枝を自由に処分することもできるので薪などに使っても良いし、また、切り取った枝に果実をつけていた場合（枝に柿の実があれば）、果実を含めた枝の所有権を取得することができます。

#### 第10 相隣地間の擁壁の設置・修繕などについて

Q：隣地とは約1メートルの高低差があり、私の土地は高地側です。低地側との境として擁壁を設けられています。この擁壁は、私の祖父が、今から40年前に設置したのですが、かなり劣化していて崩落の危険性があります。そこで、修繕を考えていますが、その費用は高地側の私が全面的に負担しなければならぬでしょうか。

A：高低差のある相隣地間に擁壁を設置する場合、一般的には、高い位置にある土地の所有者が、その所有地内で擁壁を設置し、費用も負担することが原則です。これは、擁壁が高地側の土留めの役割を果たすものであることや、擁壁の下端が低地側との境界と解されていることからです（もっとも、擁壁の下に側溝があり、高地側からこの溝に汚水等を流している場合は、低地側の溝の利用状況も勘案して、溝の中心線又は溝の全部を高地側の境界とする考えが一般です）。

しかし、土地に高低差があるからといって、直ちに高地側の所有者がその費用で擁壁を設置しなければならないという義務が、法律上明記されているわけではありません。自ら土地を削って高低を作った低地側の所有者（すなわち、人為的・自然的に高低差を作った者）は、高地側の所有者に擁壁設置や費用負担を求めることはできず、その場合は、低地側の所有者が自らの所有地内で費用を負担し擁壁を設置するということになります。そうでない場合、擁壁の設置は、低地側にとっても、土砂の崩落や流入の防止というメリットがあるので、費用を折半して境界線上に擁壁を築造したり、擁壁を共有することもあります。

劣化して崩落等の危険のある擁壁の修繕義務ですが、擁壁の所有者（多くは高地側）が、修繕義務を負い、その費用も負担するのが原則ですが、しかし、擁壁の改修工事等には多額の費用を要します。そして、その改修の結果、低地側にも土砂の崩落を予防するという利益があることから、裁判所は、擁壁の所有者に改修工事を命じつつも、その費用は、擁壁の所有者（高地側）と隣地所有者（低地側）の双方に負担を求めるという判断を示しています。

設問の事例では、低地側の所有者と費用の面で話し合いをすることをまずお勧めします。

以上

## 境界（所有権界）及び越境に関する和解契約公正証書

甲：山田花子様

乙：日本太郎様

第1条 甲と乙は、下記1記載の甲所有の土地（以下「甲土地」という。）と下記2記載の乙所有の土地（以下「乙土地」という。）の境界（所有権界）が、別紙境界復元図記載のK4とK5の各点を直線で結んだ線であることを相互に確認する。

### 記

- |   |   |   |          |
|---|---|---|----------|
| 1 | 所 | 在 | 墨田区横川三丁目 |
|   | 地 | 番 | ○番1      |
|   | 地 | 目 | 宅地       |
|   | 地 | 積 | 164.72㎡  |
| 2 | 所 | 在 | 墨田区横川三丁目 |
|   | 地 | 番 | ○番2      |
|   | 地 | 目 | 宅地       |
|   | 地 | 積 | 84.09㎡   |

第2条 甲と乙は、本日現在、乙土地上の植栽、樹木、コンクリートタタキ、留め金部分も含む門扉（以下「本件越境物」という。）が甲土地に越境していることを相互に確認する。

第3条 乙は、令和5年7月31日までに、自己の責任と費用負担により本件越境物を撤去・除去（撤去・除去後に整地が必要な場合の整地を含む。）の上、前条の越境状態を解消するものとし、当該越境部分にかかる甲土地について、所有権その他の権利を主張しない。但し、コンクリートタタキの越境部分の撤去、除去については、甲が、乙に代わり、原則、上記期限までに、第7条の規定する囲障の設置工事の施工業者に併せて依頼するものとし、その撤去、除去に要した費用は乙が負担するものとする。

なお、天候の不良、施工業者の都合などにより、上記期限までに、囲障の設置などが完了しない場合は、甲は、乙に速やかに通知し、乙もこれを了解すること

とする。

第4条 乙は、前条の本件越境物の撤去・除去に際し、甲の所有物を破損等した場合は、直ちに、自己の責任と費用負担により原状復旧するものとする。

第5条 乙は、再度甲土地に越境しないよう万全を期すことを約束し、万一、自己の行為により甲土地に越境した場合は、直ちに、自己の責任と費用負担により当該越境状態を解消するものとする。

第6条 甲及び乙は、甲土地と乙土地の境界を常に認識することができる状態を確保するため、別紙境界復原図記載のK4及びK5の各点の境界標等の識別の印を損壊、移動、除去等（土地の境界を認識することができないようにする一切の行為を含む。）しないよう細心の注意を払うものとする。

第7条 乙は、甲が、甲土地と乙土地の境界線上に甲土地と乙土地の境界線に沿って甲土地内に（いわゆる内積み）甲の費用負担にて高さ2メートル以内の囲障（ブロック塀）を設置することを認める。

第8条 甲及び乙は、甲土地又は乙土地の所有権を移転したときは、所有権移転を受けた者に対し、この覚書を承継させるものとする。

第9条 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件に関し、本証書に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第10条 本証書の作成その他本契約に関する一切の費用は甲の負担とする。

第11条 本証書に記載されている以外の事情が生じた場合、甲、乙相互に円満な隣人関係を築くという認識の下、誠意をもって互いに協議の上、話し合いで解決を図るものとする。

以上

### P3 愛知県の公害防止条例

- ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」（旧・愛知県公害防止条例 H15 全面改正）

（第50条第1項）深夜における音響機器の使用規制

飲食店・喫茶店・カラオケボックスは、23時～翌日の6時までの時間、カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置、有線ラジオ放送受信装置の使用を禁止。

（注）音響機器から発生する音が外部に漏れない場合には使用可能としている。

### P5 名古屋市の日照条例

- ・「名古屋市中高層建築物日影規制条例」

（第1条）趣旨

この条例は、建築基準法第56条の2の規定に基づき、日影による中高層の建築物の高さの制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（第2条）日影による中高層の建築物の高さの制限

※別紙あり

「日影による中高層建築物の高さの制限」は、住宅地における居住環境を保護するための公法上の規制として、一定の地域において中高層建築物による一定時間以上の日影を一定範囲内におさめなければならない。

※「愛知県建築基準条例」

（第11条）日影による中高層の建築物の高さの制限

### P7 名古屋市の動物保護及び管理に関する条例

- ・「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例」

（第5条）飼主の遵守事項

飼主は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）適正にえさ及び水を与えること。
- （2）寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は、適切な措置を講ずること。
- （3）適正な飼養及び保管のために必要なときは、動物の種類、習性、生理及び生態を考慮した飼養施設を設けること。

- (3)の2 飼養及び保管する動物の数は、適正な飼養及び保管を行うための環境の確保、終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）の確保並びに周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理をすることが可能な数とすること。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) 公共の場所並びに他人の土地及び物件（以下「公共の場所等」という。）を不潔にし、又は損傷させないこと。
- (6) 異常な鳴き声若しくは臭気、飛散する毛若しくは羽毛又は発生する多数のねずみ若しくははえその他の害虫により人に迷惑をかけないこと。
- (7) 動物が逃走した場合は、自ら搜索し、収容すること。
- (8) 犬の飼主は、飼犬が公共の場所等でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収すること。
- (9) 犬の飼主は、飼犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法によりしつけを行うよう努めること
- (10) 猫の飼主は、飼猫を室内において飼養し、及び保管するよう努めること
- 2 動物の所有者は、当該動物の終生飼養に努めるとともに、やむを得ず継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することができる者に、当該動物を譲渡するよう努めなければならない。

※ 改正のポイント（令和2年4月1日条例改正）

→動物の飼主が守る義務が強化

取り組むよう努めること

- ・周囲に迷惑をかけないよう、犬にしつけをする
- ・猫は室内で飼う
- ・万が一飼えなくなったときは、新たな飼主に譲渡する

必ず守ること

- ・ペットは適切な管理ができる数にする
- ・散歩中の犬のフンをすぐに回収する